

平成23年12月9日

基幹放送普及計画の一部変更案について
(平成23年12月9日 諮問第31号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5778

基幹放送普及計画の一部変更案について

1 経緯等

現行の基幹放送普及計画は、NHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送の放送対象地域について、関東地方の1都5県（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）を関東広域圏の広域放送の放送対象地域とする一方、上記以外の道府県を県域放送の放送対象地域と規定。

広域放送の対象地域である栃木県及び群馬県については、それぞれNHKによる県域放送の実施を求める要望が総務省に寄せられているところ。総務省においては、両県における放送に関する需要や地域の諸事情等を勘案して検討を行い、両県においてNHKの県域放送を実施することが適当と判断し、平成24年4月1日以降、NHKによる県域放送の実施が可能となるよう所要の変更を行うこととした。

2 基幹放送普及計画の変更案の概要

- ① 基幹放送普及計画「第3」に定めるNHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送の放送対象地域について、これまで広域放送の対象地域であった栃木県及び群馬県を県域放送の放送対象地域に変更する。
- ② 栃木県及び群馬県の県域放送の放送対象地域への移行は平成24年4月1日以降とする。

3 意見募集の結果

本件については、平成23年11月2日（水）から同年12月1日（木）までの30日間、行政手続法の規定に基づく意見募集を実施。意見募集の結果を踏まえて再度総務省において検討を行った結果、当初の変更案のとおり変更することが適当であると判断し、今回の電波監理審議会に諮問することとしたい。

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案新旧対照条文

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（下線部分は改正部分）

変更案					現 行																																						
<p>第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標</p> <p>(1) 地上基幹放送（デジタル放送）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">基 幹 放 送 の 区 分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有</td> <td rowspan="2">高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン</td> <td rowspan="2">協 会 の 放 送</td> <td rowspan="2">総 合 放 送</td> <td>広域放送</td> <td>関東広域圏 （注1）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>県域放送</td> <td>関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）</td> <td>放送対象地域ごとに1</td> </tr> </tbody> </table>					基 幹 放 送 の 区 分					放送対象地域	放送系の数の目標	テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有	高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン	協 会 の 放 送	総 合 放 送	広域放送	関東広域圏 （注1）	1	県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）	放送対象地域ごとに1	<p>第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標</p> <p>(1) 地上基幹放送（デジタル放送）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">基 幹 放 送 の 区 分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有</td> <td rowspan="2">高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン</td> <td rowspan="2">協 会 の 放 送</td> <td rowspan="2">総 合 放 送</td> <td>広域放送</td> <td>関東広域圏 （注1）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>県域放送</td> <td>関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）</td> <td>放送対象地域ごとに1</td> </tr> </tbody> </table>					基 幹 放 送 の 区 分					放送対象地域	放送系の数の目標	テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有	高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン	協 会 の 放 送	総 合 放 送	広域放送	関東広域圏 （注1）	1	県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）	放送対象地域ごとに1
基 幹 放 送 の 区 分					放送対象地域	放送系の数の目標																																					
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有	高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン	協 会 の 放 送	総 合 放 送	広域放送	関東広域圏 （注1）	1																																					
				県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）	放送対象地域ごとに1																																					
基 幹 放 送 の 区 分					放送対象地域	放送系の数の目標																																					
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 （ 有	高 精 細 度 テ レ ビ ジ ョ ン	協 会 の 放 送	総 合 放 送	広域放送	関東広域圏 （注1）	1																																					
				県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 （注1）	放送対象地域ごとに1																																					

放送を含む放送
料放送を行うものを除く。
)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県（平成24年4月1日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとする。

(注2) (略)

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)

放送を含む放送
料放送を行うものを除く。
)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県は含まないものとする。

(注2) (略)

イ・ウ (略)

(2)～(5) (略)

平成 23 年 12 月 9 日

基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成 23 年 12 月 9 日 諮問第 32 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(大西課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5787

基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概要

- ① NHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送の放送対象地域のうち、栃木県及び群馬県について、広域放送対象地域から県域放送対象地域に変更する。
- ② 県域放送への移行の日は、平成24年4月1日以降とする。

2. 変更の理由

現在、NHKの地上デジタルテレビジョン放送の総合放送については、関東地域では関東広域圏（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）及び県域放送として茨城県を放送対象地域として放送を実施。

このうち、栃木県及び群馬県について、それぞれ県域放送の導入の要望が寄せられており、両県におけるNHKによる地域放送の充実の需要等を踏まえ、両県におけるNHKの県域放送を実施することが適当と判断されることから、両県におけるNHK総合放送の県域放送化が平成24年4月1日以降に可能となるよう、基幹放送用周波数使用計画を変更するもの。

3. 基幹放送用周波数使用計画の変更案の概要

- ① 栃木県及び群馬県を送信場所とする親局・中継局の周波数の使用が平成24年4月1日以降となるよう、基幹放送用周波数使用計画 第6-1(2)の表中に両県の親局・中継局の送信場所、周波数（チャンネル番号）及び空中線電力を追加する。
- ② ①の県域放送の開始の前日までの間、広域放送を行うことができるよう、基幹放送用周波数使用計画 第6-1(1)に記載されている栃木県及び群馬県を送信場所とする中継局の周波数の使用期限を県域放送開始の前日までに限る旨の注を同表に付す。

平成 23 年 12 月 9 日

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について
(平成 23 年 12 月 9 日 諮問第 33 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(松本課長補佐、長谷川主査)

電話：03-5253-5798

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について

1. 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、同条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<p>国内の有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の業務の用に供するため、外国衛星を通じ、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供するもの。</p>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>本業務により、国内在住の外国人視聴者の日本理解の促進と外国人視聴者の意見等を通じた番組の質の向上を図り、国際放送の進歩・発達を推進する必要があるため。</p>
3 業務の実施計画の概要	<p>(1) 提供する番組及び態様 有線テレビジョン放送事業者が平成24年1月以降に実施する自主放送の用に供するため、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供する。</p> <p>(2) 提供方法 番組の提供は、アジアサット等の外国衛星から送信される外国人向けテレビジョン国際放送を、有線テレビジョン放送事業者が、自らの負担で直接又は他の事業者を介して受信することにより実施する。</p> <p>(3) 提供の条件 提供する番組は、外国人向けテレビジョン国際放送の全放送番組であり、提供は無償とする。一方、提供先の有線テレビジョン放送事業者は、当該放送番組の放送については、加入者から追加料金を徴収しないこととする。このほか、提供に当たり法に定められた国内番組編集準則や当該有線テレビジョン放送事業者の番組基準に適合させることを目的とする限りにおいて、当該有線テレビジョン放送事業者による番組の改編等を認める。</p>

	<p>(4) 提供先 提供先は、国内在住の外国人視聴者の日本理解を促進するために協会から外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組の提供を受け、当該放送番組を自主放送する等の実施計画を有する有線テレビジョン放送事業者であって、協会が本業務を実施するに相応しいと認めた者とする。</p> <p>(5) 業務の実施時期 業務の実施時期は、平成24年1月1日から同年12月31日までとする。</p>
<p>4 業務の収支の見込み</p>	<p>無償提供のため収入はなく、業務に当たっての支出も生じない見込み。</p>
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>新たに必要とする資金はない。</p>
<p>6 その他必要な事項</p>	<p>(1) 提供の継続が必要な場合は、提供継続のための認可申請を行うこととする。</p> <p>(2) 業務の実施状況については、適時報告する。</p>

2. 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第20条第2項第8号)	<p>特に必要な業務であると認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>申請に係る業務は、国内の有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の業務の用に供するため、外国衛星を通じて、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を当該放送と同時に提供するものである。</p> <p>当該業務は開始からおよそ1年を迎えようとする現時点においてその提供先の拡大の途上にあり、今後もより一層の提供先の拡大（現在さらに2社への提供について調整中）及び提供先である有線テレビジョン放送事業者の放送を通じた当該放送番組の外国人視聴者の増加が期待されることである。</p> <p>協会が外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を国内の有線テレビジョン放送事業者に対して引き続き提供することにより、当該事業者による放送を通じて、国内在住の外国人等多数の者の視聴が期待でき、当該視聴者からの意見等が番組制作に反映されることによつて、当該番組の番組内容の改善が図られること、外国人向けテレビジョン国際放送に対する当該視聴者の理解・関心が深まること、国内在住の外国人視聴者の日本理解が促進されること及び当該視聴者を介して国外における外国人向けテレビジョン放送の認知度が向上することが期待できる。</p> <p>以上の点から、協会が申請に係る業務を行うことにより、外国人向けテレビジョン国際放送の普及促進や内容の充実に寄与することはもとより、我が国の放送及びその受信の進歩発達に資するところが大きいと考えられるため、当該業務は放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>
2 営利を目的としな いものであること (法第20条第4項)	本件番組提供は無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められる。

(参考) これまでの経緯

放送法第20条（旧放送法第9条）第2項第8号の業務として、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について、平成22年12月8日に認可。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～三 （略）

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。
五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
六・七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第18条第2項（定款変更の認可）、第20条第8項（第65条第5項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第20条第9項（提供基準の認可）、同条第10項（任意的業務の認可）、第22条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第64条第2項及び第3項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第65条第1項（国際放送等の実施の要請）、第66条第1項（放送に関する研究の実施命令）、第71条第1項（収支予算等の認可）、第85条第1項（放送設備の譲渡等の認可）、第86条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第89条第1項（放送の

廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組の有線テレビジョン放送事業者向け提供

現状

- NHKの外国人向けテレビジョン国際放送は、我が国に対する正しい認識を培う目的で外国に向けて、外国衛星を通じて放送を実施中。(約130国・地域、1億4,530万世帯が簡易な方法で受信可能。H23年10月末)
- 受信には大型のアンテナ等が必要であり、国内の一般的なテレビやアンテナ設備では視聴できない。
- NHKへ国内の外国人にも視聴できるようにしてほしいという要望が多数あり。



NHKは、上記要望等を踏まえ、平成23年1月から12月まで、国内の有線テレビジョン放送事業者が、NHKの外国人向けテレビジョン国際放送を受信して、有線放送ができるよう、有線テレビジョン放送事業者に対する番組提供について、放送法第20条第2項第8号の業務の認可を受けて実施している。(受信アンテナ等の設置に要する費用は有線テレビジョン放送事業者側で負担。NHKは無償で番組提供。)

[平成22年12月8日電波監理審議会諮問・答申、総務大臣認可]

今回の認可申請内容

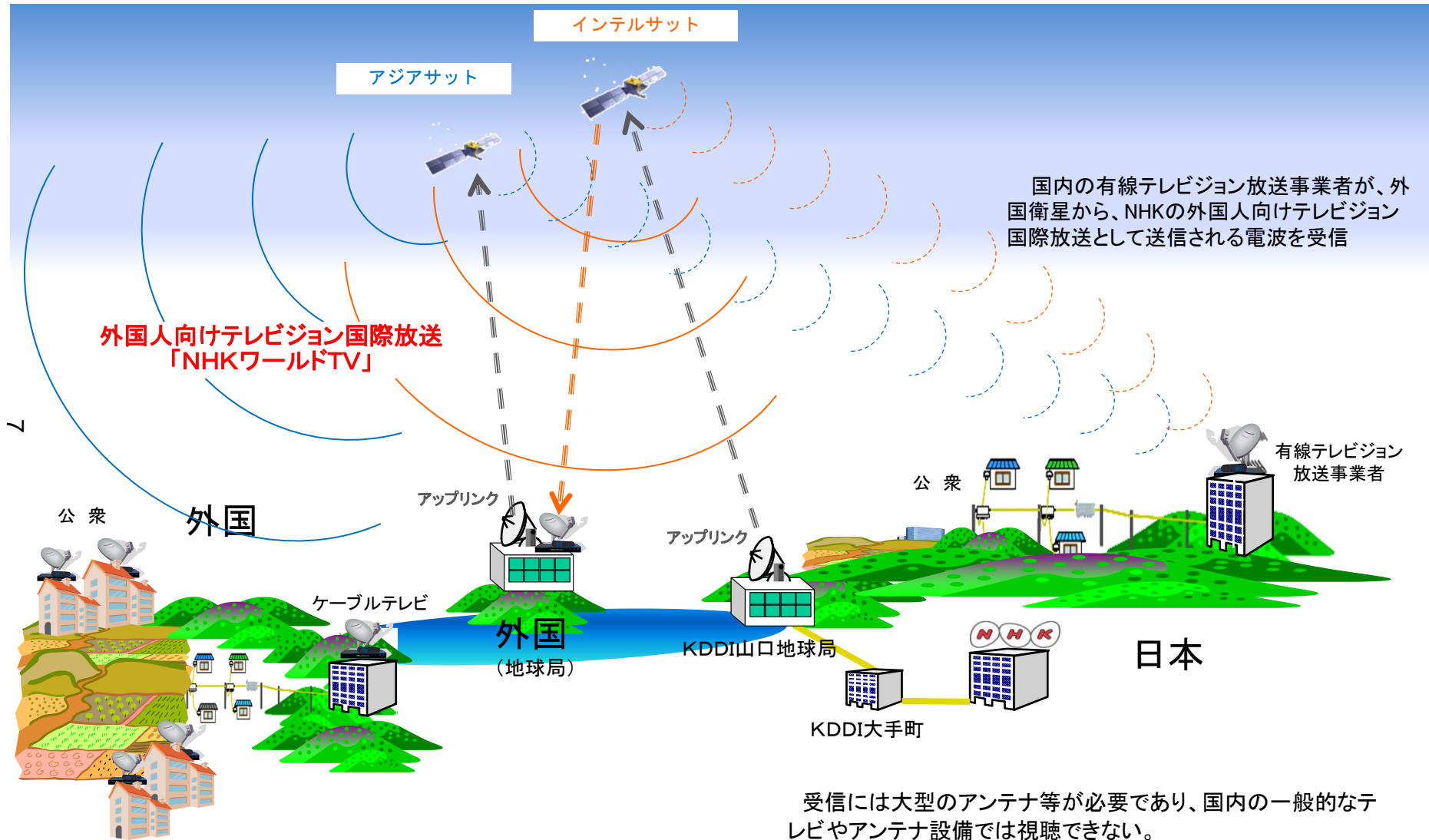
NHKは、上記の有線テレビジョン放送事業者に対する番組提供について、平成24年1月から引き続き、特認業務として実施するために、認可申請するもの。

対応

当該業務は、その開始からおよそ1年を迎えようとする現時点においてその提供先の拡大の途上にあり今後もより一層の提供先の拡大が期待される場所である。

そのため、国内在住の外国人視聴者を通じ、外国人向けテレビジョン国際放送の普及促進や内容の充実に寄与することはもとより、我が国の放送及びその受信の進歩発達に資するところが大きく、無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないことから、当該業務を認可することが適当である。

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に 放送と同時に提供する業務のイメージ



外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の現状

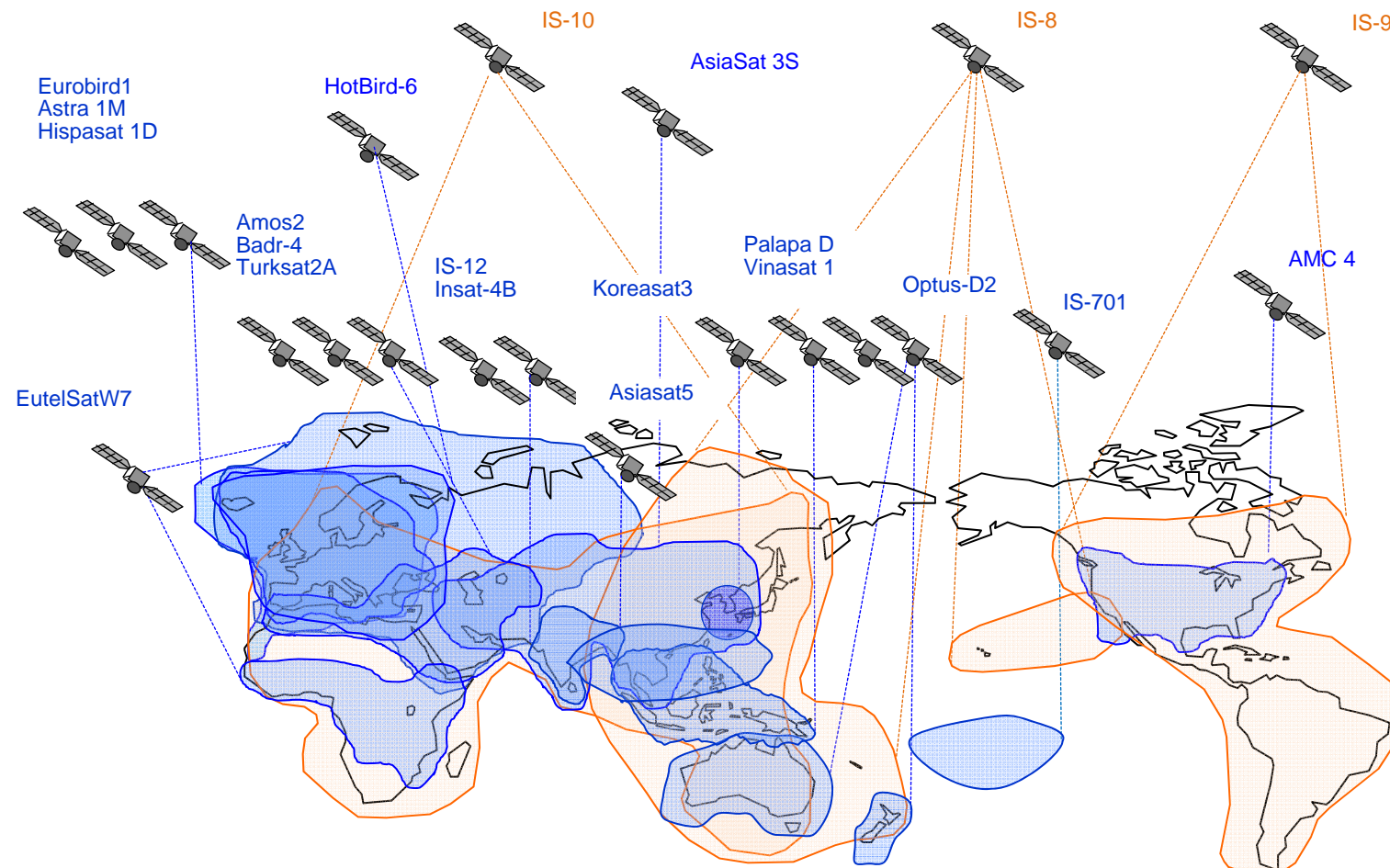
- NHKは、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を、次の5社の有線テレビジョン放送事業者に対して、当該放送と同時に提供中（平成23年12月8日現在）
- 現在さらに2社への提供について調整中

（現在の提供先）

ケーブルテレビ局	主な対象エリア
研究学園都市コミュニティケーブルサービス	【茨城県】つくば市
愛媛CATV	【愛媛県】松山市、砥部町など
福井ケーブルテレビ	【福井県】福井市、池田町
さかいケーブルテレビ	【福井県】坂井市、あわら市
嶺南ケーブルネットワーク	【福井県】敦賀市

(参考)外国人向けテレビジョン国際放送の概要

- ・放送時間 1日23時間程度(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)
- ・使用言語 英語
- ・使用衛星数 計21基



○基幹となる衛星

直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能

○地域衛星

より小さなアンテナで受信可能

平成23年12月9日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動通信
システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案
及び特定公示局を定める告示案について
(平成23年12月9日 諮問第34号)

[3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(庄司課長補佐、岡部主査、梅城移動体推進係長)

電話：03-5253-5893

**電波法施行規則等の一部を改正する省令案、3.9世代移動
通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する
指針案及び特定公示局を定める告示案について
～3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備～**

I 諮問の背景

700/900MHz帯における携帯電話用周波数確保の在り方等については、平成22年5月から、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」において検討を行い、同年11月に取りまとめた結果を踏まえ、同年12月に『『光の道』構想に関する基本方針』を策定したところ。

その後、同方針を踏まえ、電波法の一部を改正する法律（平成23年法律第60号）【参考1、2】が本年5月26日に成立、6月1日に公布、8月31日に施行され、また、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果の公表、周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定版）の公表【参考3】、情報通信審議会における技術的条件の検討、700/900MHz帯移動通信システムに係る参入希望調査【参考4】等を行ってきた。

今般、これらを踏まえ、関連する無線システムの技術基準の制定や開設指針の制定等、3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備を行うもの。

II 改正の概要

1 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(1) 無線設備規則の一部改正

900MHz帯における周波数の再編及び携帯電話サービスの導入並びに700MHz帯高度道路交通システムの導入を実現するため、以下の各システムの技術基準を整備する。

① 900MHz帯移動通信（携帯電話）システム【参考5】

平成23年5月17日の情報通信審議会一部答申を踏まえ、900MHz帯を使用する移動通信システムとして導入の可能性がある4つの方式（LTE、W-CDMA/HSPA、HSPA Evolution、DC-HSDPA）について技術基準を定める。

② 920MHz帯電子タグシステム及びMCAシステム【参考6、7】

平成22年度電波の利用状況調査の評価結果を踏まえた周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定版）において、950MHz帯電子タグ（RFID）システムについては920MHz帯に、MCAシステム（905-915MHz）については930-940MHz

に移行することとされたところ。

電子タグシステムや MCA システムの新周波数への移行の可否や移行先周波数における電子タグシステムの技術的条件に係る情報通信審議会一部答申を踏まえ、920MHz 帯（915-930MHz）電子タグシステム及び MCA システム（930-940MHz）の技術基準を整備する。

※ 上記電子タグシステム及び MCA システムについては、現周波数における新規開設を平成 24 年 12 月末までとする経過措置を設ける。

③ 700MHz 帯高度道路交通システム【参考 8】

高度道路交通システム（ITS）は、近年、安全や環境等の様々な分野での課題解決の手段として、その高度化を図るための取組が進められており、総務省では、700MHz 帯高度道路交通システムの導入に向けて「ITS 無線システムの高度化に関する研究会」を開催し、利用イメージや通信要件等についての報告書を平成 21 年 6 月に取りまとめたところ。

その後、同システムの技術的条件について情報通信審議会において審議を行い、平成 23 年 8 月 3 日に一部答申を受けたところであり、今般、これらを踏まえ、同システムの技術基準を整備する。

(2) 電波法施行規則の一部改正

- ① 915MHz を超え 930MHz 以下の周波数を使用するもの（250mW のパッシブタグ、1mW 及び 20mW のアクティブタグ）を免許等不要局として規定する。
- ② 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局（出力 10mW）を免許等不要局として規定する。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

700MHz 帯高度道路交通システムの基地局及び陸上移動局を特定無線設備として規定する。

2 パーソナル無線の廃止に係る特定周波数終了対策業務に関する規定の整備（特定公示局を定める告示案及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）【参考 9】

平成 27 年 11 月 30 日に廃止が予定されているパーソナル無線は、電波法第 71 条の 2 第 2 項に規定する特定周波数終了対策業務[※]による給付金の支給を行い、円滑な周波数再編を行うことを予定しており、今般、当該業務の実施に当たり必要となる規定の整備を行う。

※ 新規の電波需要に迅速に対応するため、特定の既存システムに対して 5 年以内の周波数の使用期限を定めた場合に、電波利用料を財源として、国が既存利用者に対して一定の給付金を支給することで、自主的な無線局の廃止を促し、迅速な電波の再配分を行うための制度。

(1) 特定公示局を定める告示案

特定周波数終了対策業務は、その実施に当たり、既存システムが使用する電波に新たに割り当てられる無線局を特定公示局として公示することとなっていることから、900MHz 帯移動通信システムの陸上移動局（携帯電話端末）を特定公

示局として公示する。

(2) 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正

平成 19 年度の税制改正により、無線設備の残存価値を算定するための減価償却制度が見直された※¹ ことから、給付金の支給基準※² に当該見直しの内容を反映するための改正を行う。

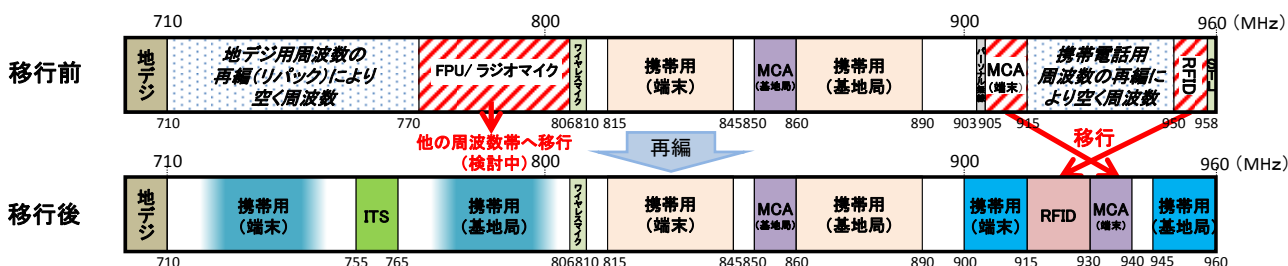
- ※¹ 従来は取得価額の 10% まで償却可能だったところ、1 円まで償却が可能となった。
- ※² 特定周波数終了対策業務による給付金は、既存システムの免許人が使用する①無線設備の残存価値と、②撤去費用と新規設備の取得費用に係る金利分を支給対象として定めている。

3 3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案

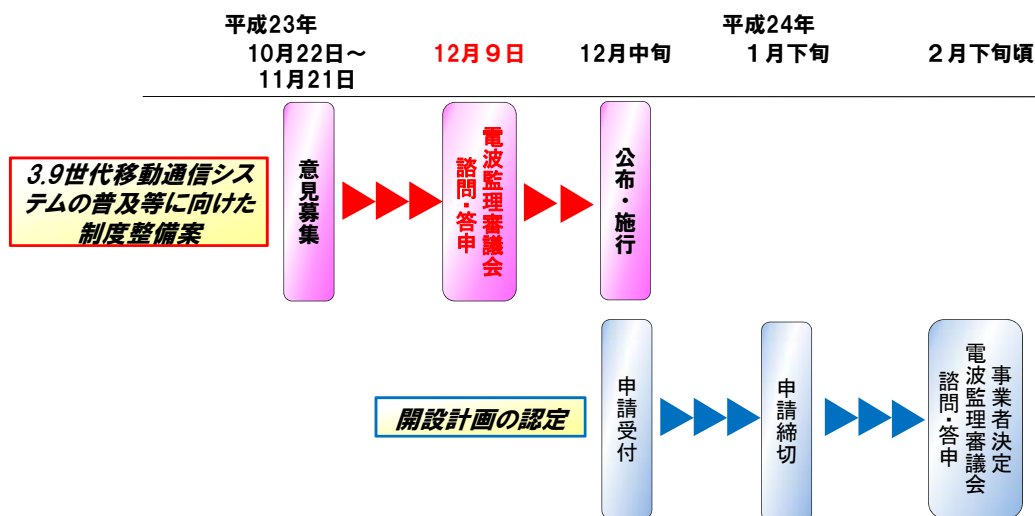
平成 23 年 8 月 2 日から同月 31 日までの間において実施した 700/900MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果等を踏まえ、3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を制定する。

➤ 開設指針案の概要（開設指針案の骨子については、別添 1 参照）

- ① 900MHz 帯について、近年のトラヒック急増に対応するとともに、高速（75Mbps 以上）な 3.9 世代移動通信システム（LTE）の早期普及を図るため、上下 15MHz 幅を 1 者に割り当てる。
- ② 平成 23 年 5 月 26 に成立し、同年 8 月 31 日に施行された電波法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 60 号）に基づき、既存無線局の周波数移行を、当該周波数の割当てを受けた者による費用負担（無線設備等の取得費用、工事費用等を負担）で実施する。
- ③ 割当ての審査は絶対審査基準（申請者において最低限満たすべき基準）と競願時審査基準により実施する。
- ④ 周波数をより多くの者が利用できるようにするため、700MHz 帯の割当てに当たっては、900MHz 帯を割り当てられた者を劣後させることとする。



4 今後の予定



5 意見募集の結果等

3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案について、平成 23 年 10 月 22 日から同年 11 月 21 日までの間、意見募集を行ったところ、158 件の意見の提出があった。

当該意見募集においては、開設指針案について、終了促進措置の実施に関してより一層の透明性を確保すべきとの意見があったこと等を踏まえ、開設指針案を一部修正している（別添 2 参照）。

■ 開設指針案の修正内容

- 周波数移行の透明性確保のため、以下の事項を明記
 - ① 申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと
 - ② 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
 - ③ 周波数移行の実施手順の通知内容を、インターネット等により公表すること
 - ④ 周波数移行に要する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮し、MCA制御局の免許人等は、周波数移行の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないこと
 - ⑤ 協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること
- 周波数移行の実施状況を適切に把握・公表するため、以下の事項を明記
 - 認定開設者は、四半期ごとに、周波数移行を実施した無線局数・その費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出
 - 総務大臣は、当該書類について、適切に実施されていることを確認し、インターネット等で公表
- 基地局の利用促進の方法として、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続（MVNO）が含まれていることを明記
- 新規参入者も公平に審査することができるよう、審査事項に、割り当てている周波数帯の有無を含むことを明記

なお、提出された主な意見に対する総務省の考え方は別添 3 のとおり（提出された意見一覧は参考 11 参照）。

3.9 世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案の骨子

1. 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、945MHz を超え 960MHz 以下の周波数（平成 24 年 7 月 25 日以降に限る。）とする。

ただし、当該周波数のうち、950MHz を超え 958MHz 以下の周波数は RFID（電子タグシステム）、958MHz を超え 960MHz 以下の周波数は放送事業用固定局（STL 等）が使用しており、それぞれ以下のとおり周波数割当計画において使用の期限が定められている。

- ① 950MHz を超え 958MHz 以下の周波数（RFID が使用） 平成 30 年 3 月 31 日
- ② 958MHz を超え 960MHz 以下の周波数（STL 等が使用） 平成 27 年 11 月 30 日

3. 特定基地局の配置及び開設時期

- (1) 認定から 4 年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が 50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- (2) 認定から 7 年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が 80%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。
- (3) 認定から 7 年後の年度末までに、3.9 世代移動通信システム（占有周波数帯幅 10MHz 以上）の特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 終了促進措置

- (1) 対象となる無線局

認定開設者は、次の①及び②の無線局の周波数の使用を周波数割当計画における使用期限（平成 30 年 3 月 31 日）前に終了させるため、次の①から③までの無線局を対象として終了促進措置を実施しなければならない。

- ① 950MHz を超え 958MHz 以下の周波数を使用する RFID の無線局
- ② 905MHz を超え 915MHz 以下の周波数を使用する MCA 端末局
- ③ 850MHz を超え 860MHz 以下の周波数のみを使用する MCA 制御局

(2) 終了促進措置により認定開設者が負担する費用

認定開設者は、対象免許人等との合意に基づき、終了促進措置として、次に掲げる費用の全部を負担しなければならない。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備（電子タグ等）の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用
- ③ プログラムの変更（ソフトウェア改修）に要する費用

(3) 終了促進措置の実施に関する事項

認定開設者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- ① 認定から6月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人等に周知し、かつ、終了促進措置の実施手順を免許人及び登録人に通知すること。
- ② ①の実施前に、製造業者等（RFIDの無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を構成員としている団体）及びMCA制御局の免許人との間で、①の事項の実施について協議を行うこと。
- ③ RFIDの無線局及びMCA端末局の免許人等との間で、終了促進措置の内容（周波数移行のために行う措置の内容・実施時期及び費用負担の範囲・方法・実施時期等）について協議を行うこと。
- ④ ②と同時に、MCA制御局の免許人との間で、③と同様の内容及び旧周波数におけるMCAサービスの終了時期について協議を行うこと。
- ⑤ 認定開設者は③又は④の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始すること。

(4) 終了促進措置の実施に関する透明性の確保に関する事項

- ① 開設計画の申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。
- ② 認定開設者は、認定から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置すること。
- ③ 認定開設者は、(3)①の通知の内容を、インターネット等により公表すること。
- ④ 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意し、MCA制御局の免許人及び製造業者等は、終了促進措置の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと。
- ⑤ 認定開設者は、(3)③又は④の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。
- ⑥ 認定開設者は、四半期ごとに、終了促進措置を実施した無線局数やその費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

(5) 総務大臣は、(4)⑥により提出された書類について、適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、書類概要及び確認結果をインターネット等で公表するものとする。

- (6) 認定開設者は、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6. 開設計画の認定等

- (1) 申請できる周波数幅は、15MHz とする。
(2) 絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請が2以上の場合には、競願時審査基準に掲げる各順序に従い、基準に適合する申請の数が1になるまで審査を行う。

① 絶対審査基準

- ア 特定基地局の設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- イ 設備投資等に必要な資金の確保に関する計画及び開設計画の有効期間（10年間）中に単年度黒字を達成する計画を有していること
- ウ 負担可能額（終了促進措置に要する費用の負担に充てることが可能な金額の総額）が1,200億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること
- エ 上記3に掲げる各基準に適合していること 等

② 競願時審査基準

- ア 負担可能額（上限2,100億円、10億円単位）がより大きいこと
- イ 認定から7年後の年度末の、全国の3.9世代移動通信システム（占有周波数帯幅10MHz以上）の特定基地局の人口カバー率（5%単位）がより大きいこと
- ウ 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと
 - ・ 終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - ・ 他の電気通信事業者等多数の者に対して、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続（MVNO）等特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - ・ 周波数の割当状況（有無及び差違）及びひっ迫状況を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

(3) その他

- ① 今後予定されている700MHz帯の割当に当たっては、900MHz帯を割り当てられた者の申請を、それ以外の者の申請に劣後するものとして審査を行う。
- ② 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

【参考】絶対審査基準について

➤ 電波法における規定（第27条の13第4項）

- 1 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
- 2 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- 3 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実に認められること。

➤ 開設指針における規定

第6項第4号（以下抜粋）

- 4 本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第27条の13第4項各号並びに前各項及び前各号に規定する事項（別添1骨子中1から6(1)までの事項）並びに別表第2（以下参照）に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、一を超える場合は当該申請について別表第3に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が一となるまで審査した当該申請に対してするものとする。なお、同法第27条の13第3項の規定により公示された期間（以下「申請期間」という。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

別表第2 開設計画の認定の要件

- 1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。
- 2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠を有していること。
- 3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。
- 4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。
- 5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。
- 6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。
- 7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。
- 8 既存の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。
- 9 負担可能額が1200億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。
- 10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（略）。
- 11 申請者が次の要件を満たしていること。（略：申請者が複数申請を行ったり、申請者である法人の役員等、議決権が3分の1以上の出資関係にある者が申請を行っていないこと。）

開設指針案の修正内容

(別添2)

意見募集の結果(別添3)及び提言型政策仕分けの提言(参考10)を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正

開設指針案(意見募集時)の概要

修正内容

- 15MHz幅×2を1者に割当て
- 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を新たに利用する認定開設者による費用負担(新設機器代金・工事費用等)で実施(認定開設者に以下の義務)
 - ① 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
 - ② 認定から六月以内に、周波数移行の実施概要の周知開始と、実施手順の通知
 - ③ ②の実施前に、RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人と協議
 - ④ RFIDの無線局及びMCA端末局の免許人等との間で、周波数移行のために行う措置の内容・時期及び費用負担の範囲・方法・時期等を協議
 - ⑤ ③と同時に、MCA制御局の免許人との間で、④と同様の内容及び旧周波数におけるMCAサービスの終了時期について協議
 - ⑥ ④・⑤の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管
 - ⑦ ④・⑤の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始
- 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗及び周波数移行の実施状況を示す書類を総務大臣に提出し、周波数移行の実施状況の概要をインターネット等により公表
- 割当ての審査は、絶対審査基準(申請者において最低限満たすべき基準)と次の競願時審査基準により実施
 - (1) 周波数移行に係る費用(上限2,100億円)を最も多く負担可能な者
 - (2) 3.9世代携帯電話の人口カバー率(2018年度末時点)が最も大きい者
 - (3) 次の各項目に対し、総合的に最も適合している者
 - － 周波数移行を実施するため、移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - － 他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - － 割り当てている周波数帯の差違及び周波数の逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること
- 700MHz帯の割当てでは、900MHz帯を割当てられた者を劣後させる

周波数移行の透明性確保のため、以下の事項を明記

- ① 申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと
- ② 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
- ③ 周波数移行の実施手順の通知内容を、インターネット等により公表すること
- ④ 周波数移行に要する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮し、MCA制御局の免許人等は、周波数移行の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないこと
- ⑤ 協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

周波数移行の実施状況を適切に把握・公表するため、以下の事項を明記

- 認定開設者は、四半期ごとに、周波数移行を実施した無線局数・その費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出
- 総務大臣は、当該書類について、適切に実施されていることを確認し、インターネット等で公表

基地局の利用促進の方法として、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続(MVNO)が含まれていることを明記

新規参入者も公平に審査することができるよう、審査事項に、割り当てている周波数帯の有無を含むことを明記

(参考) 開設指針案 修正概要 新旧対照表①

修正後	修正前 (意見募集時)
<p>五 終了促進措置に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>【第5号(二)として移動】</p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>【第5号(五)として移動】</p> <p>(六) (略)</p> <p>5 <u>申請者又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(一) <u>申請者は、本開設指針の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと</u></p> <p>(二) <u>認定開設者は、認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号(一)に定める日の前日まで設置すること</u></p> <p>(三) <u>認定開設者は、前号(二)の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること</u></p> <p>(四) <u>認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。なお、前号(三)から(五)までに規定する終了促進措置の実施に関する協議において、第一号(三)に掲げる無線局の免許人及び製造業者等が関与する場合には、当該者は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと</u></p> <p>(五) <u>認定開設者は、前号(四)又は(五)の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名(略)により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること</u></p>	<p>五 終了促進措置に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(一) <u>認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号(一)に定める日の前日まで設置すること</u></p> <p>(二)～(六) (略)</p> <p>(七) <u>(五)及び(六)の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行った電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により確認し、本開設指針に基づく開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管すること</u></p> <p>(八) (略)</p> <p>【第4号(一)から移動】</p> <p>【第4号(七)から移動】</p>

(参考) 開設指針案 修正概要 新旧対照表②

修正後	修正前 (意見募集時)
<p><u>(六) 認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号(一)から(三)までに掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること</u></p> <p><u>6 総務大臣は、前号(六)の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。 【第五項第5号(六)として一部移動】</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項 (抄)</p> <p>七 終了促進措置に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 第五項第五号(一)に規定する事項の遵守を示す旨</u></p> <p><u>6・7 (略)</u></p> <p>別表第三 開設計画の認定の審査基準</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。</p> <p>1 終了促進措置に関する事項 (略)</p> <p>2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与</p> <p>(一) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、<u>卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による</u>特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。</p> <p>(二) (一)のほか申請者に割り当てている周波数帯の<u>有無及び差違並びに</u>申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。</p>	<p>【第六項第6号から一部移動】</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗<u>及び終了促進措置の実施の状況</u>を示す書類を総務大臣に提出し、かつ、<u>終了促進措置の実施の状況の概要について当該措置の完了までの間、インターネットの利用その他の方法により公表</u>しなければならない。</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項 (抄)</p> <p>七 終了促進措置に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>別表第三 開設計画の認定の審査基準</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。</p> <p>1 終了促進措置に関する事項 (略)</p> <p>2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与</p> <p>(一) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。</p> <p>(二) (一)のほか申請者に割り当てている周波数帯の差違<u>及び</u>申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。</p>

(参考) 周波数移行に関する費用負担について

1 費用負担の範囲について

認定開設者は、対象免許人等との合意に基づき、次の費用の全部を負担することを、開設指針にて規定。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備(電子タグ等)の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用
- ③ プログラムの変更(ソフトウェア改修)に要する費用

2 下限額・上限額の設定について

(1) 開設指針では、申請者が負担可能な金額について、総務大臣が審査する際の基準として、下限額(1,200億円)及び上限額(2,100億円)を設定。

※実際に認定開設者が負担する費用の範囲は上記1のとおりであり、負担可能額として認定開設者が申請した金額と一致するとは限らない。

(2) 下限額・上限額の内訳は以下のとおり。

- 下限額: 周波数移行に最低限必要と見込まれる無線局数を基に算定した額
- 上限額: 周波数移行の対象となる無線局数が最大限増加した場合に必要なと見込まれる額 ※ 金額は税込

		RFID(パッシブ)	RFID(アクティブ)	MCA(端末局)	MCA(制御局)
下限額	設備の取得費用	117億円	33億円	385億円	163億円
	工事費用等	237億円	103億円	69億円	55億円
	(小計)	354億円	136億円	454億円	218億円
	(合計)	490億円		672億円	
	(総計)	1,161億円			

上限額	設備の取得費用	274億円	180億円	513億円	206億円
	工事費用等	495億円	229億円	92億円	68億円
	(小計)	769億円	409億円	605億円	274億円
	(合計)	1,178億円		879億円	
	(総計)	2,057億円			

(参考) 下限額・上限額における無線局数の見込み数	移行対象無線局数	RFID(パッシブ)	RFID(アクティブ)	MCA(端末局)	MCA(制御局)
下限額		0.9万局	17.8万局	20.4万局	128局
上限額		1.2万局	184.6万局	27.5万局	

3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案 に対して寄せられた御意見とそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：平成23年10月22日（土）から同年11月21日（月）まで

○提出意見総数：158件

(1) 法人・団体：47件

(内訳)

- ・携帯電話事業者：4件
- ・MCA 関係（販売代理店等）：35件
- ・RFID 関係（メーカー等）：4件
- ・ITS 関係（メーカー等）：2件
- ・その他：2件

(2) 個人：111件

I. 開設指針案に対する意見

(1) 開設計画の認定の基準に関する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回、周波数の追加割当てに向けた制度整備が進行していることを歓迎するとともに、可能な限り速やかに周波数割当てが実施されることを強く希望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、同旨：ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、KDD I 株式会社、イー・アクセス株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
2	<p>認定日から7年を経過する年度(2018年度)内の10MHz幅LTEの運用開始を要件としたこと、及び別表第3「開設計画の認定の審査基準」において当該年度での10MHz幅LTEの人口カバー率を認定の基準としたことで、900MHz帯の割当てを通じ、LTEの早期普及を促進させる方針としたことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
3	<p>認定の審査基準として、周波数有効利用率の高いLTE方式基地局の設置数やLTE方式陸上移動局の普及台数の実績・計画、高トラフィック地域の小セル化・多セクタ化による屋外基地局の密度向上の実績・計画など、周波数有効利用のための方策に関するこれまでの実績及び今後の計画などを含めた観点で審査すべき。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本開設指針案においては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならないことを基準の一つとして設けているほか、申請が競願した場合においては、認定から7年後の年度末における3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率がより大きいことを審査基準として挙げており、認定開設者に対して周波数の有効利用を求めるものとなっていると考えます。</p>
4	<p>同等な周波数環境に基づく公正な競争環境確保及び周波数の有効利用を促進させるために、開設計画の認定の要件にネットワーク提供義務を追加すべき。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、同旨：株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>本開設指針案においては、特定基地局を早期に整備し、当該特定基地局によるサービスをより多くの者が使用できることが、電波の有効利用に資することとなるとの観点から、3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率や多数の者に対する特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していることを競願時における基準としております。</p>
5	<p>別表第3に掲げる審査基準については画一的な評価ではなく、別表第3の3の第2(1)に定めるMVNOへの開放促進の度合いが最も尊重されるべき。</p>	<p>競願時審査基準のうち、別表第3の3に規定する基準は、いずれも電波の有効利用を図る観点から必要なものであり、全ての基準に対する適合</p>

	【株式会社ケイ・オプティコム】	度合いを総合的に評価することが適当であると考えております。
6	MVNO への開放促進を認定基準として設けた 2.5GHz 帯の周波数については MVNO への提供実績の定期報告が義務化されていることから、900MHz 帯についても同様の措置を取るべき。 【株式会社ケイ・オプティコム】	本開設指針案においても、2.5GHz 帯の開設計画に係る開設指針と同様に、電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続等について開設計画に記載し、かつ、四半期ごとに開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を提出することが義務付けられています。
7	プラチナバンドと呼ばれる 900MHz 帯の周波数割当てに当たり、MVNO への開放促進を審査基準として設けたことは、同内容を認定基準に有する 2.5GHz 帯以上に周波数の有効利用の点で、非常に効果的である。 【株式会社ケイ・オプティコム】	賛同する御意見として承ります。なお、この趣旨を明確にするため、特定基地局の利用促進の例示として「卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続」を本開設指針案に明示しました。
8	MVNO への開放促進については、これまでの提供実績を含めて評価すべき。また、端末 SIM ロック解除の義務化についても、審査基準に加えるべき。 【株式会社ケイ・オプティコム】	競願時審査基準は、今回割り当てられる周波数の有効活用の観点から設けたものであり、他の帯域における実績ではなく、今回割り当てられる周波数帯に関する具体的な計画がより充実していることが重要と考えております。なお、端末 SIM ロック解除については、平成 22 年 6 月に発表した「SIM ロック解除に関するガイドライン」において、当分の間、事業者の主体的な取組みによることとしていること及び申請者による SIM ロック解除の実施が、認定を受ける周波数帯の利用促進を直接もたらすものではないと考えられることから審査基準に加えておりません。
9	今回の 900MHz 帯の申請はプラチナバンドという携帯電話事業者にとっては事業の基盤となる最重要のバンドの割当てであることから、プラチナバンドの割当周波数幅のイコールフットィングを図る上限値の設定を開設計針に規定し、公正な競争環境を確保すべき。 【イー・アクセス株式会社】	本開設指針案においては、申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違を勘案することとしておりますが、周波数の利用状況は事業者によって様々であるため、割り当てる周波数の量に一律に制限を設けて審査を行うことは適当ではないと考えます。
10	「割り当てている周波数の幅に対する契約数」について、申請時点の未使用周波数の程度を勘案すべき。 【イー・アクセス株式会社】	「申請者に割り当てている周波数」とは、未使用周波数も含むものであり、これを含めた割当周波数に対する契約数の程度を勘案することとしております。
11	割当済の周波数帯の差異については、1GHz 以下のプラチナバンドだけではなく、IMT コアバンドの有無、及び保有周波数の総量も含めて評価すべき。申請者の子会社及び関連会社等へ割り当てられた周波数も勘案して評価すべき。「割り当てている周波数幅に対する契約数」と比較して、より高い重み付	「申請者に割り当てている周波数帯の差異」とは、特定の帯域の差異のみを指すのではなく、周波数の割当ての有無を含んでいるものです。なお、この趣旨を明確にするため、「割り当てている周波数帯の「有無及び差違」と本開設指針案に明示しました。また、周波数の利用状況は事業

	<p>けを付すべき。 【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>者によって様々であるため、一律に保有周波数の総量を審査することは適当ではないと考えております。さらに、別表第3の3に規定する基準は、いずれも電波の有効利用を図る観点から必要なものであり、全ての基準に対する適合度合いを総合的に評価することが適当であると考えております。</p>
12	<p>「割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」を審査基準とするのは、周波数の割当てを受けていない新規参入希望者を排除することに他ならず、比較審査としての立てつけとして不備がある。 【山田 肇氏（東洋大学 経済学部）】</p>	<p>競願時審査基準では、新規参入事業者は「申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」が存在しないため、既存事業者と直接相互評価することはできないものの、「申請者に割り当てている周波数帯の差違」において、新規参入事業者は既存事業者よりも高い評価となるため、必ずしも不利になるとは言えないものです。なお、この趣旨を明確にするため、「割り当てている周波数帯の「有無及び差異」と本開設指針案に明示しました。</p>
13	<p>「特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠」を基準とするのは、既存の基地局に新基地局を併設することができる既存事業者を優遇するものであり、新規参入事業者にとって不利となるものである。 【山田 肇氏（東洋大学 経済学部）】</p>	<p>「特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠」については、開設計画を実施する能力を有することを確認するためのもので、新規参入事業者を妨げるものではありません。なお、1.7GHz帯及び2.5GHz帯の特定基地局の開設指針においても同様の事項が規定されているものの、いずれの帯域においても新規事業者が認定されております。</p>
14	<p>LTEの普及促進を図る観点から、「LTEのサービス計画がより充実していること」、及び「LTEサービス計画において、より低廉な利用者料金を提示していること」についても、審査項目に加えるべき。 【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>LTEの普及促進については、本開設指針案においては、認定から7年後の年度末までに、3.9世代移動通信システムの基地局の運用を開始することとしているほか、申請が競願した場合においても、同年度末における3.9世代移動通信システムの全国の人口カバー率がより大きいことを審査基準として設けております。なお、LTEサービスの内容や利用者料金については、事業者間の競争の下で自由に提供されるべきものであって、国が審査することは適当ではないと考えます。</p>
15	<p>適正な審査要件の開示と、公明正大な審査により円滑な移行を促進する事が必要で、今回定められた事業者の決定方式についても指針に基づいた透明な運用が求められる。 【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）、同旨：エムシーアクセス・サポート株式会社】</p>	<p>開設計画の認定に当たっては、本開設指針案に定める審査基準にしたがって審査結果を数値化するとともにその審査内容を含めて結果を公表することによって透明性の確保を図りたいと考えております。</p>

(2) 終了促進措置に関する意見

① 負担可能額、下限額・上限額の算定について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>開設計画の申請に際し、負担可能額を算定するために、申請者に対し、詳細な情報が早期に提供すべき。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、イー・アクセス株式会社】</p>	<p>申請を募集する際の参考として承ります。</p>
17	<p>負担可能額について、以下の点を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「負担可能額」とは「終了促進措置の実施に要する費用」とは位置づけが異なるもの。 ・ 当該負担可能額は、移行対象者との関係において負担を約する金額ではなく、あくまで申請者の負担可能範囲を示すもの。 ・ 移行費用が膨張することによる社会的メリットはないため、移行費用の算定及び設定については、過大な額とならないように改めて慎重に精査すべき。 <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>「負担可能額」は、申請者が終了促進措置に係る無線局の周波数移行費用の負担に充てることが可能である金額であり、「終了促進措置の実施に要する費用」には、負担可能額に加え、周知や通知を行うための経費など終了促進措置の実施に必要な諸経費を含みます。</p> <p>移行費用の負担については、本開設指針案に定める費用について認定開設者が負担することと規定しており、認定開設者が負担可能額全額を支払う義務を負うのではなく、本開設指針案にしたがって既存無線局の免許人等との合意により決定することとなります。</p> <p>また、上限額は、関係者に対する調査を踏まえて、本開設指針案に定める費用について、最大限必要と見込まれる金額を積算したものです。</p>
18	<p>上限額の算定の説明については、調整が不調な場合や、なんらかの事情で2012年末までにRFIDやMCAの既存周波数帯利用者の増加が止まらない場合には、上限を上回る金額が必要になる事もあり、また算定項目に現れない調整費用などの金額は、事業者選定の基準としては考慮されないものの実際の移行時には必要となる点を明示すべき。</p> <p>【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</p>	<p>上限額は、認定の要件を満たす申請者が複数存在する場合の審査に用いる数値であり、負担可能額のうち当該上限額を超える部分について審査対象としないという趣旨については、本開設指針案において明示しております。また、周波数移行を透明性を確保しつつ迅速かつ円滑に進める観点から、終了促進措置として認定開設者が負担すべき費用の範囲を明示することが必要と考えております。</p>
19	<p>「認定開設者が最低限、共通的に負担すべき費用項目」とであるとの位置づけを明確化すべき。また、「上限額」、「下限額」という名称も、正確には「上限想定額」、「下限想定額」というぐらいの名称の方が誤解を生じないのではないか。</p> <p>【徳田 英幸氏（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科）】</p>	<p>終了促進措置として認定開設者が負担すべき費用の範囲は、本開設指針案で明示しております。また、上限額及び下限額は審査に用いる数値であることについても本開設指針案において明示しております。なお、本開設指針案においては、「上限額」、「下限額」という表現は、用いておりません。</p>

20	<p>もし仮に2,100億円の上限価格で張り付いた場合に発動される競願時審査基準の中には、「周波数移行を実施するための対策・体制が充実していること」という項目が入っていることから、仮に既存利用者との間であらかじめ協力関係が構築されていれば、2,100億円をダミーあるいはバーチャルの入札金額とし、実際にはたとえば1,500億円の費用負担で済ませてしまう、ということも可能になります。すなわち、既存の周波数利用者と新規の周波数利用者との間である種の談合、共謀を促しかねません。</p> <p style="text-align: center;">【吉川 尚宏氏（A. T. カーニー株式会社）】</p>	<p>既存無線局の免許人等と開設計画の申請者とが事前に協議を行うことは、適当でないと考えており、既存無線局に関する無線局情報提供制度においては、免許人等の名称・氏名等の詳細情報については、申請者には提供しないこととしております。なお、この趣旨を明確にするため、本開設指針案において、申請者が本開設指針の告示から認定を受けるまでの間、移行費用の負担に関して既存無線局の免許人等と協議することを禁止する旨を明示しました。</p>
----	---	--

② 費用負担の対象範囲、方法について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>既存無線局の免許人等による費用、手続の負担が無いようにすべきであり、次のような費用も負担の対象とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧のシステムを一定期間、並行運用するための費用 ・ 無線設備の開発費用 ・ 周波数移行のための事前準備、無線設備の交換作業等に必要な既存無線局の免許人等の内部の人件費 ・ 周波数移行後の保守メンテナンス費用、無線設備を交換するために一時休業する際の営業補償 ・ 一時的（短期的）に工事件数が増える事態に対応するために、無線設備の販売店が測定機器や工具等を購入したり、人員を確保するための費用 ・ 無線設備の製造業者の在庫処分費用 <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本自動認識システム協会、株式会社ウェルキャット、エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>本開設指針案における終了促進措置は、移行先周波数における無線局の運用を迅速に開始することにより、移行元周波数を早期に携帯電話サービスに使用することを目的としております。そのため、移行先周波数を使用する無線局を開設するために既存無線局の免許人等に負担が発生する費用として、①無線設備及び附属設備の取得費用、②無線設備及び附属設備の変更のための工事費用、③プログラムの変更費用を認定開設者による負担の対象として定めております。</p> <p>このため、既存の無線設備の取得に要した費用及び運用費用等並びに周波数移行後の運用費用等については、対象に含まれません。</p> <p>また、費用負担は、周波数移行をしなければならない既存無線局の免許人等に対するものであるため、当該免許人等以外の者は費用負担の対象としておりません。</p>
22	<p>休止中の無線局や無線設備の販売店が故障対応用に保有している代替機についても費用負担の対象とすべき。</p> <p style="text-align: center;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>終了促進措置は、有効な免許を保有し、周波数を使用することのできる無線局を対象として行われます。休止中の無線局についても、運用を再開し、周波数移行する場合には、対象となります。</p>
23	<p>いつまでに開設された無線局が、費用負担の対象となるのか明示すべき。</p>	<p>周波数移行の対象となる MCA システム及び RFID システムについては、</p>

	【イー・アクセス株式会社、MCA機器販売店】	2018年3月末を使用期限としており、それまでに開設された無線局が終了促進措置の対象となります。なお、旧周波数を使用する無線局の新規免許等の申請は、2012年末までとすることとしています。
24	新周波数帯のシステムに移行することで技術革新による運用コスト低減や、利用の高度化など利益が認められるようなケースがあるとすれば、その場合には、候補開設者がその部分を費用負担から適正な根拠とともに減額することも排除しないようにすべき。 【個人】	周波数移行とは直接関係しない費用の負担は、終了促進措置の対象としておりません。
25	アナログ、デジタル双方のMCA端末局について、周波数移行費用を負担対象とすると、周波数再編が明らかになる前に自己負担でデジタル化した利用者、本制度に基づき自己負担なくデジタル化する既存のアナログ利用者との間で不公平となるのではないか。 【MCA利用者、MCA機器販売店】	本制度は、認定開設者が既存無線局の周波数の移行に要する費用を負担することにより、早期の周波数再編を実現するものです。したがって、本制度の対象は、これまでの経緯に関わらず、有効な免許を保有し、現に周波数を使用している無線局となります。
26	旧周波数のアナログMCA制御局を新周波数のデジタルMCA制御局に改修するための費用についても、負担の対象に含めるべき。 【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	アナログMCA制御局をデジタルMCA制御局に改修することは、MCA制御局の免許人の経営判断によるものであり、当該制御局の免許人の自己負担で行うべきものであることから、負担の対象外としております。
27	認定開設者が負担する移行費用は、前払いとすべき。 【一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会、エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	支払時期等の費用負担の具体的な方法については、個別の事情に応じた周波数移行を可能とするため、認定開設者と既存無線局の免許人等との協議によって決定されるべきものとしております。
28	既存無線局の無線設備等が、リースにより調達されている場合、どのように費用負担が行われるか（リース解約金も負担対象となるか等）明確な方針を示すべき。 【MCA機器販売店】	終了促進措置においては、移行先の周波数を使用する無線局にかかる無線設備等の取得費用が負担対象となっているため、既存の無線設備の調達に要した費用（リース解約金を含む。）については、負担対象としておりません。なお、無線設備の取得方法等、具体的な処理の方法については、認定開設者との協議により決定されますが、既存の無線設備の扱いについては、リース会社等との契約内容、当該契約の処理等により異なるものと考えます。
29	無線設備等が、現金又は割賦で購入された場合、リースの場合について、会計・税務等の処理をどのように行うべきか明確な方針を示すべき。 【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	無線設備等に関する会計・税務上の処理については、既存の機器に対する処理方法（固定資産又はリース資産として計上していたか等）、負担の方法（現金の給付か、現物の給付か等）、リース会社等との契約内容等によって異なりますが、一般的な会計原則・税法にしたがって処理される

		こととなります。
30	<p>上限額を超えた金額提示があった場合、その過剰分の金額が競願時に示された各審査項目において考慮されるような事があっても良い。本開設指針案において提示された費用負担項目自体についても、これ以外の項目が付記的に計上されることも否定せず、競願時の判断材料として採用すべき。</p> <p style="text-align: center;">【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</p>	<p>上限額は、最大限必要と見込まれる費用を見積もったものであり、認定開設者による負担総額が上限額を超える可能性は低いものと考えられるため、上限額を超える金額については審査対象とはしていません。</p> <p>また、費用負担については、一定の透明性、公平性の確保を図る観点から、本開設指針案において、負担対象となる範囲を定めたものであり、当該範囲を対象に審査を行うことが妥当であると考えます。</p>
31	<p>新しい周波数政策のポイントとして、①既存システムの周波数移行に伴う経費の負担（従来は既存システムの利用者が自己負担）、②新規利用者の選定方法（従来は周波数移行の実施の有無は考慮外）、③既存システムの利用者との間の周波数移行の調整方法（従来は国が一律に移行期限を設定）、④新規利用者と既存システムの利用者との共用条件の設定（従来は移行完了後に利用開始）が重要と考えられる。本開設指針案は、負担する費用の範囲、負担の上限、移行期限、審査方法等について国が一定のルールを定めており、上記各ポイントを網羅するものであり、今後の周波数政策の基本を定めたものと評価できる。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	賛同する御意見として承ります。
32	<p>今回の制度は、周波数再編を迅速・円滑に進め、携帯電話システムを早期に導入するために、認定開設者が周波数移行に必要な費用を負担することとしたものであり、その負担の性質は、損失補償とは異なる。移行費用の手当は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するための法が認めた特別の制度である。「損失補償」の考え方にたった場合、既存の設備・機器は、耐用年数に応じて、減価償却して、補償されることになるが、本スキームにおいては、いわば「新品」が給付される。また、現物支給か、相当の対価の支給かは、当事者間の合意をもとに判断される。これらに鑑みても、損失補償とは法的性格を異にするものと解すべきであり、このことを前提にする本開設指針案は妥当である。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	賛同する御意見として承ります。
33	<p>周波数移行は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するのみならず、認定開設者にとっても合理性が求められるものであることが必要。この見地から、</p>	賛同する御意見として承ります。

	<p>本開設指針案が費用負担を「周波数移行に直接必要となる範囲」に限定していることは妥当。また、周波数移行に起因して生じる費用の全てが当然に認定開設者によって負担されるべきものではなく、費用負担の範囲は、既存免許人等にとって周波数を移行するインセンティブとなるのみならず、認定開設者にとっても費用負担により周波数移行が迅速・円滑に進むものである必要がある。したがって、周波数移行に関連する費用であっても負担の対象外となるものがある一方、認定開設者にとって迅速な周波数移行ひいては早期の携帯電話サービスの開始に資するものは負担の対象とすることが適当であると考えられ、その点を示す本開設指針案は妥当。 【個人】</p>	
--	---	--

③ 終了促進措置に関する協議・通知等について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図る為の体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の努力義務が課されているが、努力義務ではなく、義務とすべき。 【一般社団法人日本産業・医療ガス協会、MCA機器販売店】</p>	<p>本開設指針案においては、既存無線局の免許人等、認証取扱業者、製造業者、これらの業者が構成する団体等との協議の手順を規定しております。迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図る為の体制の整備等の努力義務については、上記の規定に加え、申請者から更に有効な方策について提案がなされることを期待し、競願時の審査基準として位置付けたものです。このような提案が開設計画に記載され、審査の結果、認定された場合には、認定開設者は計画にしたがって実施することとなります。</p>
35	<p>終了促進措置に関する事項について、認定開設者から免許人に直接通知しないようにすべき。 【MCA機器販売店】</p>	<p>今回の制度は、認定開設者と既存無線局の免許人等との合意に基づき周波数移行を促進するものであり、認定開設者との間で当該合意をすることができるのは既存無線局の免許人等であるため、認定開設者が、協議を申し入れる対象は、当然に当該免許人等となります。</p>
36	<p>既存無線局の免許人等、無線設備の販売店等の関係者に対して、終了促進措置について、早期に説明をすべき。 【MCA機器販売店】</p>	<p>既存無線局の免許人等、無線設備の販売店等の関係者に対する終了促進措置に関する周知、説明は、今後、順次実施していく予定です。また、本開設指針案において、認定開設者が既存無線局の免許人等に対して通知する終了促進措置の実施手順については、認定開設者がその内容をイ</p>

		ンターネット等により公表することとしております。
37	<p>終了促進措置に関する実施方法やスケジュール等を早めに明確化すべき。</p> <p style="text-align: center;">【MCA機器販売店】</p>	<p>本開設指針案において、認定開設者は、認定日から6か月以内に、終了促進措置の実施概要の周知及び当該措置の実施手順の通知を行うこととしております。また、認定開設者が行う実施手順の通知については、その内容をインターネット等により公表することとしております。</p>
38	<p>移行の協議が進まず、合意されないまま使用期限を迎えてしまうといったことがないように、適切に終了促進措置が実施されるよう認定開設者に対して適切な監督を行うべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本自動認識システム協会、MCA機器販売店、横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）、個人】</p>	<p>本開設指針案において、認定開設者は、既存無線局の免許人等から協議の申し入れがあった場合、これに遅滞なく応じなければならないと定められています。また、本開設指針案においては、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について、認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認することとしています。</p>
39	<p>新たな開設者が決定した後の事業者間協議についても、プロセスが透明性を確保しつつ遂行される必要がある。また、実際の費用支払いが適正かつ社会経済的に効果的に行われているかどうか（すなわち該当する周波数の新たな利用が順調に開始されているかどうか）について、移行期間全体を通じて調査し、もし支障がある場合には、情報を公開した上で行政的な措置がとられるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【横澤 誠氏（京都大学大学院客員教授）】</p>	<p>終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、本開設指針案において、認定開設者は、①認定開設者による窓口の設置、②既存無線局の免許人等に対する通知内容の公表、③費用負担の公正性の確保、④既存無線局の免許人等との合意文書の保管、⑤終了促進措置の実施状況に関する総務大臣への報告等を行うこととし、総務大臣は終了促進措置が適切に実施されていることを確認し、その結果をインターネット等により公表することを明示しました。</p>
40	<p>認定開設者と既存無線局の免許人等との合意を円滑に進めるために、調定・仲裁等を行う公平な立場の第三者機関等を設ける等の解決策を明示すべき。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会、MCA機器販売店、経済産業省】</p>	<p>認定開設者は、早期の周波数移行の実現のために、迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備等を講ずることが求められています。また、総務省では、四半期ごとに、終了促進措置の実施状況について、認定開設者からの報告を受け、進捗状況を確認し、その結果を公表することとしています。これらの措置を通じて、合意形成を進めて参りたいと考えます。</p>
41	<p>本開設指針案は、裁定手続きを設けていないが、900MHz 帯の再編に関しては個々の無線局利用者との交渉に先立ってMCAについて基地局免許人、RFIDについては、業界団体及び製造業者と事前に個々の利用者への協議申し入れの内容について調整を図ることを義務付けており、この制度設計は妥当である。MCA や RFID 事業者は移行させられる者ではあるものの、同時に、移行先周波</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>

	<p>数での事業を早期に始めたいと考えているグループでもあるため、移行交渉の仲介役として適当である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
--	---	--

④ その他

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
42	<p>既存の販売店が、その利用者の端末の修理・メンテナンス対応を継続して行えるように従来の商流の維持に配慮すべき。</p> <p style="text-align: center;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>終了促進措置の具体的な実施方法については、個別の事情に応じた周波数移行を可能とするため、既存無線局の免許人等と認定開設者との協議によって決定されるべきものと考えます。</p>
43	<p>現行のMCAの通信エリア（特にアナログの通信エリア）を、移行先周波数帯においても確保すべき。</p> <p style="text-align: center;">【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】</p>	<p>周波数移行後におけるMCAの通信エリアは、国ではなく、MCA制御局の免許人が定めるものです。</p>
44	<p>周波数移行が完了した無線局の既存設備が転売され、旧周波数に別の無線局が開設されることがないように、既存の無線設備の廃棄を管理する等の配慮をすべき。</p> <p style="text-align: center;">【MCA機器販売店】</p>	<p>認定開設者は、既存無線局の早期の周波数移行による携帯電話基地局の早期開設のため適切に対処することが期待されますが、総務省としても、迅速な周波数再編の実現のため、御懸念の事態が生じることのないよう、必要に応じて認定開設者に情報提供をする等、適切に対処して参りたいと考えます。</p>
45	<p>既存無線局の免許人等が、多数の無線機を広域に開設している場合には、周波数移行に時間がかかることが想定されるため、当該期間中の電波利用料やMCA利用料金が重複しないような配慮すべき。</p> <p style="text-align: center;">【MCA機器販売店】</p>	<p>同一の規格で周波数を変更する場合、指定事項の変更の手続によれば、無線局の同一性は保持されるため、電波利用料の納付は従来と同一です。一方、無線局の規格を変更する場合には、無線局を新設するための手続が必要となり、当該無線局の免許日から当該無線局に対する電波利用料が課されることとなりますが、これは規格変更に伴う措置として御了解下さい。なお、MCA利用料は、MCA制御局の免許人がサービス提供に当たり徴収しているものであり、その取扱いについて国が関知するものではありません。</p>
46	<p>免許人等（全ての無線局）の業務にトラブルが発生しないよう、混信・妨害防止対策の実施および費用負担、現RFIDの隣接周波数帯からの混信・妨害防止対策、を確実に行うべき。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本自動認識システム協会】</p>	<p>平成30年3月31日までは、既存無線局に混信妨害が発生しないよう免許等に当たりましては適切に対応してまいります。</p>

Ⅱ. その他の意見

(1) 開設指針案以外の制度整備案に関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
47	終了促進措置を行おうとする者に対する周波数移行対象無線局に係る情報提供に関する制度整備においては、開設計画の申請を行おうとする者に対しても、終了促進措置に係る計画の策定に必要な情報が、迅速且つ適切に提供されるべき。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	本制度整備案のうち、電波法施行規則の一部改正案においては、開設計画の申請を行おうとする者に対して、当該計画作成に資する情報を提供可能となるようにしております。
48	新周波数において、現行のMCAサービスと同等の通信エリアが確保できるまでの間、旧周波数における新規免許を認めるべき。 【エムシーアクセス・サポート株式会社、MCA機器販売店】	新規免許の期限については、①迅速に周波数移行を進めるために、終了促進措置の対象となる無線局を一定の範囲に確定する必要があること、②新周波数におけるMCA制御局の開設に必要な合理的期間を勘案する必要があること、③旧周波数において無線局を開設しても使用期限までの短期間しか使用できず利便性に乏しいことを勘案し、905-915MHzを使用するMCAに係る新規免許は、原則として2012年末までとしております。
49	900MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準案については、情報通信審議会における隣接システムとの干渉検討等、技術的な検討を反映した内容となっており、適切である。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	賛同する御意見として承ります。
50	250mWパッシブRFIDが特定小電力無線局となることにより、利便性が向上し、さらに普及が進むと考えられるため、特定小電力無線局化に賛成する。申請手続きや運用コストといった従前のデメリットが特定小電力無線局化により解消されることから、利便性が格段に向上し今後の普及に弾みがつくものと考ええる。 【一般社団法人日本自動認識システム協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、株式会社ウェルキャット】	賛同する御意見として承ります。
51	920MHz対応のRFID無線設備の技術適合証明、工事設計認証を早期に取得できるよう事前相談等を受け付けるべき。 【一般社団法人日本自動認識システム協会】	本制度整備を受けて、登録証明機関等において技術基準適合証明等に向けた準備をされることとなると思いますので、登録証明機関等に御相談ください。

52	<p>周波数移行作業に早期着手できるよう、920MHz 帯機器実験試験局の免許取得手続きの簡略化、取得期間の短縮等の対応をすべき。</p> <p>【一般社団法人日本自動認識システム協会、株式会社ウェルキャット】</p>	<p>他の無線局の共用が可能となる 926-930MHz の周波数を使用する実験試験局については、公布施行日以降、地方総合通信局で処理できる手続きの整備を進めているところです。他の周波数については、現在運用している携帯電話との干渉検討が必要であり、審査期間を要すること御了承願います。</p>
53	<p>950MHz 帯の電子タグシステムは平成 22 年 5 月に中出力型が新たに導入され、製造事業者は、これに対応したシステムを開発、製造しビジネス展開に着手したところであるが、今般の制度改正を受けて、新たな周波数帯域に対応する製品の開発や製造に要する時間や費用が生じることから、既に同周波数帯域に対応している海外製品が存在することも踏まえ、国際競争力を確保する観点から、必要な措置を講じるべき。</p> <p>【経済産業省】</p>	<p>中出力型については、市場展開を検討又は導入に着手した企業を考慮して、従来の登録局扱いから免許不要局として周波数の移行手続きが簡易となるよう措置を講じております。</p>
54	<p>700MHz 帯高度道路交通システム(I T S)の技術基準の整備(案)について賛同する。</p> <p>【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
55	<p>700/900MHz 帯における周波数割当については、基本的に、国際的な周波数ハーモナイズを重視して進めるべきという考え方を大前提とした上で、700MHz 帯高度道路交通システムの導入に向けた制度整備案に賛同する。</p> <p>【三洋電機株式会社】</p>	<p>賛同する御意見として承ります。</p>
56	<p>無線設備規則改正案第 49 条の 22 の 2 第 1 項第 2 号について、高度道路交通システムは、未だ一般に普及していない新しい技術であり、今後どのような形態のものが現れるか分からないため、同号ただし書中「電源設備及び空中線系」を「電源設備、空中線系その他総務大臣が別に告示するもの」として、新形態の設備に機敏に対応できるようにするべき。</p> <p>【個人】</p>	<p>一の筐体に収めることを要しない無線設備としては、現在のところ、電源設備及び空中線系以外にないものと認識しています。</p> <p>将来的に本省令案で想定していない形態で運用しなければならない相当の理由(技術的な条件等)が生じた場合には、無線設備として問題ないか等を確認の上、省令改正等の対応をとることとしたいと考えております。</p>

(2) 周波数オークションに関する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
57	<p>本開設指針案は、既存の周波数利用者及び新規の周波数利用者の双方に対して、インセンティブ上の歪をもたらし、国民経済的にみて望ましい方法とは考えられません。したがって、以下のいずれかの代替案をとるべきと考えます。</p> <p>① 新規利用者に対して、有効期間 10～15 年の周波数オークションを実施し、その入札金額から既存の周波数利用者の移転費用を捻出する</p> <p>② 周波数移行の信託基金を設け、その中から既存の周波数利用者の移行費用を捻出し、10～15 年間の周波数の使用权についてはオークションの方法で付与する。</p> <p>③ 周波数の移転に伴う金銭のやり取りに関して、情報公開と監査を義務付ける</p> <p style="text-align: right;">【吉川 尚宏氏 (A. T. カーニー株式会社)】</p>	<p>代替案については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において、「周波数オークション制度」に関する検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>③については、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、本開設指針案において、認定開設者は、i) 認定開設者による窓口の設置、ii) 既存無線局の免許人等に対する通知内容の公表、iii) 費用負担の公正性の確保、iv) 既存無線局の免許人等との合意文書の保管、v) 終了促進措置の実施状況に関する総務大臣への報告等を行うこととし、総務大臣により終了促進措置が適切に実施されていることを確認し、その結果をインターネット等により公表することを明示しました。</p>
26 58	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人、同旨多数】</p>	<p>700/900MHz 帯の 3.9 世代携帯電話への割当てについては、①国会で電波法を改正し、附帯決議もいただいた上で、法に則って手続を進めてきていること、また、②急増するトラヒックに対応するための周波数割当は急務であり、関連の業界も準備を進めていることもあるので、総務省としては、既定の方針どおり、本年 5 月に成立した改正電波法に基づき、手続を進めることが適当であると考えております。</p> <p>なお、「周波数オークション制度」については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>総務省の周波数オークション懇談会報告書案にあるとおり、オークションを導入する場合には 2015 年ごろに実用化が見込まれる第 4 世代をターゲットとし検討を進めることが妥当。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>「周波数オークション制度」については、総務副大臣の主催する「周波数オークションに関する懇談会」において検討が行われており、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

電波法の一部を改正する法律の概要（周波数再編関係）

改正の概要

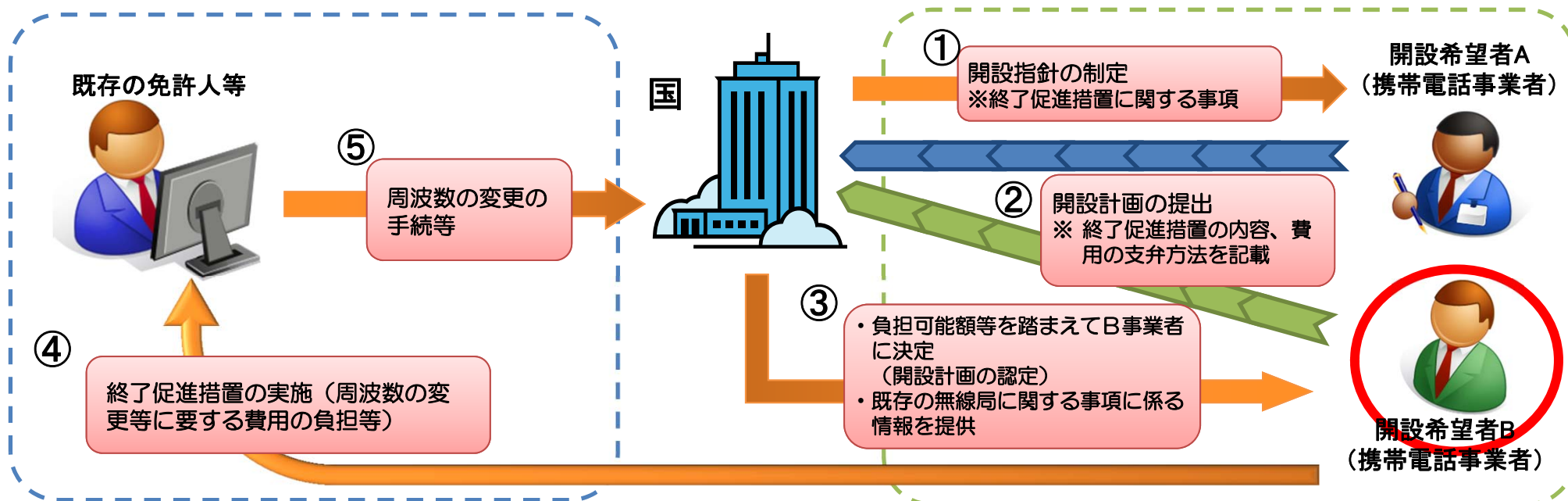
（平成23年5月26日成立、6月1日公布、8月31日施行）

特定基地局（携帯電話基地局）を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に要する費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計書の規定事項及び開設計書の記載事項に追加する。

※ 開設計書の認定制度は、開設計書の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

改正の内容

- 開設計書の規定事項の追加
 - 既存システムの周波数の使用期限
 - 既存無線局による周波数の使用を使用期限前に終了させるために特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（終了促進措置）に関する事項
- 開設計書の記載事項の追加
 - 終了促進措置の内容
 - 終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 開設計書の認定の有効期間の上限を5年から10年に延長
- 終了促進措置の対象となる無線局に関する情報の提供



特定基地局の開設計画の認定制度の概要

制度の概要

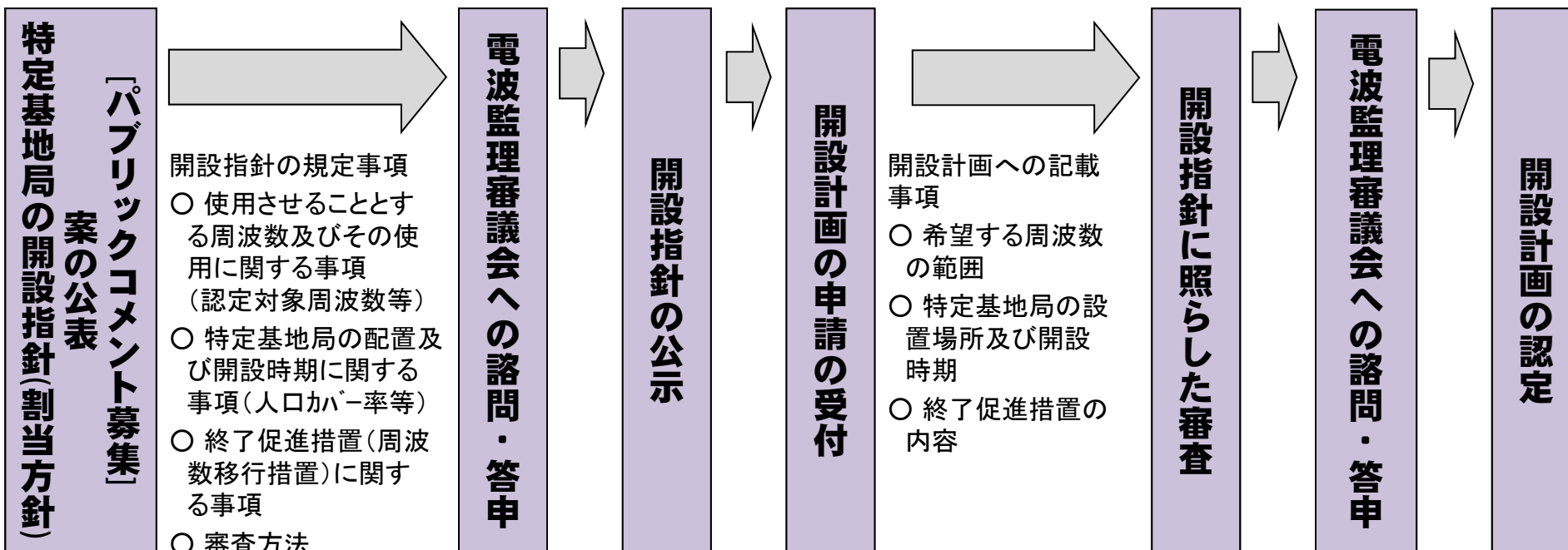
✓ 携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局(特定基地局)については、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能。【電波法第27条の17】

✓ 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。

【電波法第27条の12・第27条の13】

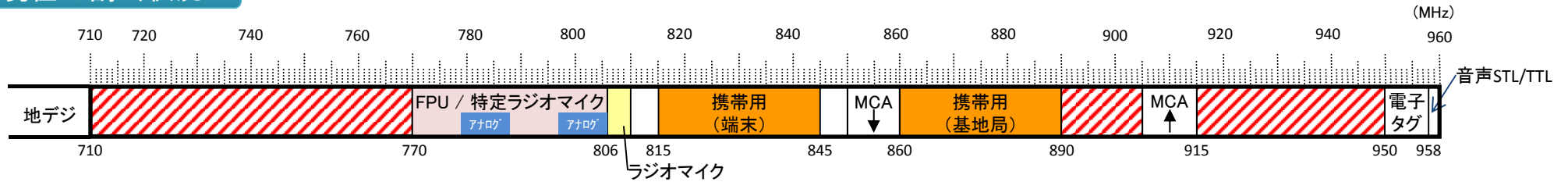
- ① 総務大臣が開設計画(割当方針)を公示[電波監理審議会への諮問・答申が必要]
- ② 開設計画の申請の受付
- ③ 開設計画に照らして審査・認定[認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要]

具体的な手続きの流れ



平成22年度電波の利用状況調査の評価結果及び 周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)の主なポイント

現在の割当状況



ITS (710～770MHzの周波数帯のうち10MHz幅)	・交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要となる技術基準を平成23年度中に策定する。
900MHz帯携帯無線通信システム (900～960MHz)	・平成24年7月25日から携帯無線通信システムを導入できるよう平成23年中に制度整備を行う。なお、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯MCA陸上移動通信 (850～860MHz及び905～915MHz)	・MCA陸上移動通信システムの移動局側周波数の移行(905～915MHzから930～940MHz)を平成24年7月25日から開始できるように、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を行う。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
パーソナル無線 (903～905MHz)	・平成24年から当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日とする。
950MHz帯電子タグシステム (950～958MHz)	・920MHz帯(915～928MHz)への周波数移行(スマートメーター等のセンサーネットワークシステムの需要を踏まえて5MHz幅程度の周波数拡大を実現する。)を図る。このため、平成24年7月25日から周波数移行を開始できるように、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を実施する。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
950MHz帯音声STL/TTL (958～960MHz)	・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド(6570～6870MHz)又はNバンド(7425～7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。

700/900MHz帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果概要

提出者名	イー・アクセス株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI株式会社及び 沖縄セルラー電話株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社	
1 導入を希望するシステム	(1) 700/900MHz帯の周波数割当てを希望する理由	<ul style="list-style-type: none"> 競合他社との競争力確保 高速なデータ通信の導入 カバーエリアの拡大 トラフィック増への対応 	<ul style="list-style-type: none"> トラフィック増への対応 高速なデータ通信の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者・トラフィック増への対応 800MHz帯保有の競合他社と同等のカバーエリアの展開 災害に強いインフラ構築 	
	(2) 割当てを希望する周波数帯及び帯域幅	900MHz帯において15MHz幅×2及び700MHz帯において10MHz幅×2又は15MHz幅×2	900MHz帯又は700MHz帯において15MHz幅×2	900MHz帯又は700MHz帯において15MHz幅×2	900MHz帯において15MHz幅×2
	(3) 導入を希望する技術と導入希望時期	900MHz帯:平成24年にLTEを導入 700MHz帯:平成26年以降LTEを導入	認定後早期にLTEを導入	認定後早期にLTEを導入	平成27年にLTEを導入 (当初はHSPA+を先行導入)
	(4) 基地局整備の方針	都市部から展開し、認定後5年を目途に人口カバー率99%以上	高トラフィック地域から展開し、順次エリア拡大	高トラフィック地域から展開し、早期に全国展開	利用開始から1年以内に人口カバー率70%
2 周波数割当てに関して	(1) 一の免許人に割り当てる帯域幅及びその理由	900MHz帯:15MHz幅×2 700MHz帯:10~15MHz幅×2 理由:高速通信への対応、周波数利用効率、競争促進	15MHz幅×2 理由:トラフィック増への効率的対応	15MHz幅×2 理由:トラフィック増への効率的対応	900MHz帯は15MHz幅×2 理由:周波数利用効率、将来の拡張性、移行周波数の有効利用
	(2) 免許人が満たすべき要件	<ul style="list-style-type: none"> 割当て周波数でのLTEの導入 MNO間のネットワークシェアリング・SIMフリー端末の提供 人口カバー率・計画の確実性 	<ul style="list-style-type: none"> システムを安定的に運用する能力・財務的基礎 電波の有効利用を促進する技術力 	<ul style="list-style-type: none"> 一周波数の有効な利用計画 一周波数移行に係る財務的基礎 従来サービスからの連続性 研究開発・新サービスへの取組 	<ul style="list-style-type: none"> 一周波数の利用実績 一周波数移行に係る財務的基礎 900MHz帯は800MHz帯の未割当者に限る
	(3) 複数の申請があった場合の審査方法について留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> LTEの人口カバー率・料金水準 ネットワーク開放度(MVNOユーザ比率・SIMフリー端末比率) ネットワークの信頼性 一周波数イコールフットイング 	<ul style="list-style-type: none"> 一周波数の逼迫度合い(単位周波数当たりの利用者数) 研究開発能力・国際標準化の実績等の有無 	上記要件について、その度合い	<ul style="list-style-type: none"> 負担可能額の多寡より周波数の逼迫度合いを最優先 800MHz帯の未割当者を優先 積極的な設備投資実績
	(4) 既存無線局の周波数移行について留意すべき事項	移行費用の適正化・明確化	<ul style="list-style-type: none"> 既存無線局に関する詳細情報等の提供と十分な検討期間 交渉窓口の一本化、手続の簡素化・簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> 既存免許人による期限・費用等に係る情報の適切な提供 移行費用の範囲の明確化 仲裁機能等の仕組みの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 移行システムに関する詳細情報の公開 移行費用の適正化・明確化 関係者における交渉窓口設置
3 その他御意見	700/900MHz帯の一方の帯域の認定者は他方の認定を受けられないようにすることも考慮	700MHz帯のTV受信系装置に対する検討が必要	700/900MHz帯は一括して扱い、一方の認定者は他方の認定を受けられないようにすべき 700MHz帯のTV受信系装置に対する検討が必要	900MHz帯の周波数割当て時期は、機器調達等の観点から、本年中(利用開始半年前)に確定すべき	

900MHz帯を使用する移動通信システムの主な技術的条件

- 900MHz帯を使用する移動通信（携帯電話）システムとして導入の可能性がある4つの方式について技術基準を定める。

		第3.9世代	第3世代/第3.5世代	第3.5世代	
		LTE	W-CDMA/HSPA	HSPA Evolution	DC-HSDPA
周波数帯		800MHz帯、 900MHz帯 、 1.5GHz帯、1.7GHz帯、 2GHz帯	800MHz帯、 900MHz帯 、 1.5GHz帯、1.7GHz帯、 2GHz帯	800MHz帯、 900MHz帯 、 1.5GHz帯、1.7GHz帯、 2GHz帯	800MHz帯、 900MHz帯 、 1.5GHz帯、1.7GHz帯、 2GHz帯
多重化方式/ 多元接続方式	下り	OFDM及びTDM	CDM及びTDM	CDM及びTDM	CDM及びTDM
	上り	SC-FDMA	CDMA	CDMA	CDMA
空間多重（MIMO等）		4×4 MIMO	—	2×2 MIMO	—（2×2 MIMOと同等手段有）
変調方式	基地局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK	<データ> BPSK/QPSK/16QAM/64QAM <拡散>BPSK/QPSK
	移動局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK	<データ>BPSK/QPSK/16QAM <拡散>BPSK/QPSK/HPSK
占有周波数帯幅の許容値		5MHz/10MHz/15MHz/20MHz	5MHz	5MHz	5MHz
空中線電力 の許容値	基地局	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の±2.7dB以内
	移動局	定格空中線電力の最大値は23dBm 以下 定格空中線電力の±2.7dB以内	定格空中線電力の最大値は24dBm 以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB	定格空中線電力の最大値は 24dBm以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB	定格空中線電力の最大値は 24dBm以下 定格空中線電力の +1.7dB~-3.7dBの範囲内 ただし、定格出力が23dBm 以下の場合の許容値は±2.7dB
空中線絶対 利得の許容値	基地局	規定しない	規定しない	規定しない	規定しない
	移動局	3dBi以下	3dBi以下	3dBi以下	3dBi以下
最大伝送 速度	下り	300Mbps	14.4Mbps	43.2Mbps	43.2Mbps
	上り	75Mbps	5.7Mbps	11.5Mbps	11.5Mbps

920MHz帯RFIDシステムの技術的条件の概要(主な変更点)

1 利用周波数帯の拡大

950MHz帯から920MHz帯の移行にあたり、スマートメータ等に活用が予定されるアクティブ系システムを中心に、**利用可能な周波数帯を拡大**

- ◇ 現行：950-958MHz (8MHz幅)
- **移行後：915-930MHz (15MHz幅)**

2 出力上限の緩和、免許不要化等

- ①パッシブ系：現在簡易無線局の**250mW局を免許等不要化** (特定小電力無線局に変更)
- ②アクティブ系：長距離伝送のニーズ等を考慮して、**250mW局をアクティブにも導入**
 欧州での検討状況も踏まえ、**20mW局(特定小電力)を導入** (従来は10mW)
 リモコン等での活用も期待される**1mW局用チャンネルを大幅増**

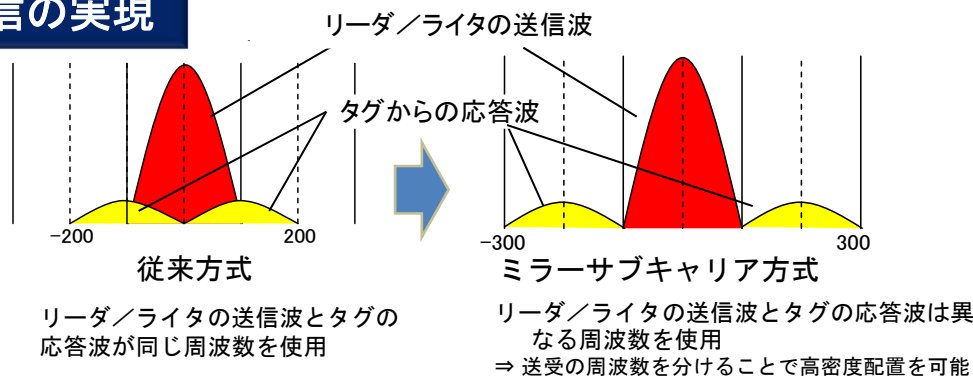
	出力	旧バンド(950MHz帯)			新バンド(920MHz帯)			備考
		局種	免許等の種別	周波数	局種	免許等の種別	周波数	
パッシブ	高出力 1W	構内	免許、登録	952~956.4MHz	構内	免許、登録	916.7~920.9MHz	ミラーサブキャリア方式採用、タグの読取速度向上
	中出力 250mW	簡易	登録	952~956.4MHz	特小	免許等不要	916.7~923.5MHz	局種変更 簡易無線局(登録局) → 特定小電力
	低出力 10mW	特小	免許等不要	952~957.6MHz	特小	免許等不要	916.7~923.5MHz	
アクティブ	250mW	—	—	—	簡易	登録	920.5~923.5MHz	新設
	20mW	—	—	—	特小	免許等不要	920.5~928.1MHz	新設(出力アップ) (10mW → 20mW)
	10mW	特小	免許等不要	954~957.6MHz	特小	免許等不要	920.5~928.1MHz	
	1mW	特小	免許等不要	950.8~957.6MHz	特小	免許等不要	915.9~929.7MHz	チャンネル拡張

3 高出力型パッシブタグシステムの高密度設置、高速通信の実現

配送センター等において、多数の高出力型リーダー/ライタをゲート状に並べて、検品作業等を高速処理するニーズが増加

- **高密度配置が可能**で、周波数利用効率に優れた**ミラーサブキャリア方式を採用**

- タグ応答波の受信帯域を十分確保することで**高速通信を実現(90kbps→270kbps)**



MCAシステムについて

- 複数の周波数を多くの利用者で共同利用する陸上移動通信システム(マルチチャンネルアクセス(MCA)システム(下図参照))の中継局を全国に整備し、業務用移動通信サービスを提供
- (財)移動無線センターと(財)日本移動通信システム協会がそれぞれ中継局を設置・運営
- 900MHz(デジタル、アナログ)、1.5GHz帯(デジタル)*のシステムを運用

*1.5GHz帯の使用は平成26年3月末まで(以後、携帯電話に使用(割当済))

MCA端末局数

30. 8万局(平成23年3月末)

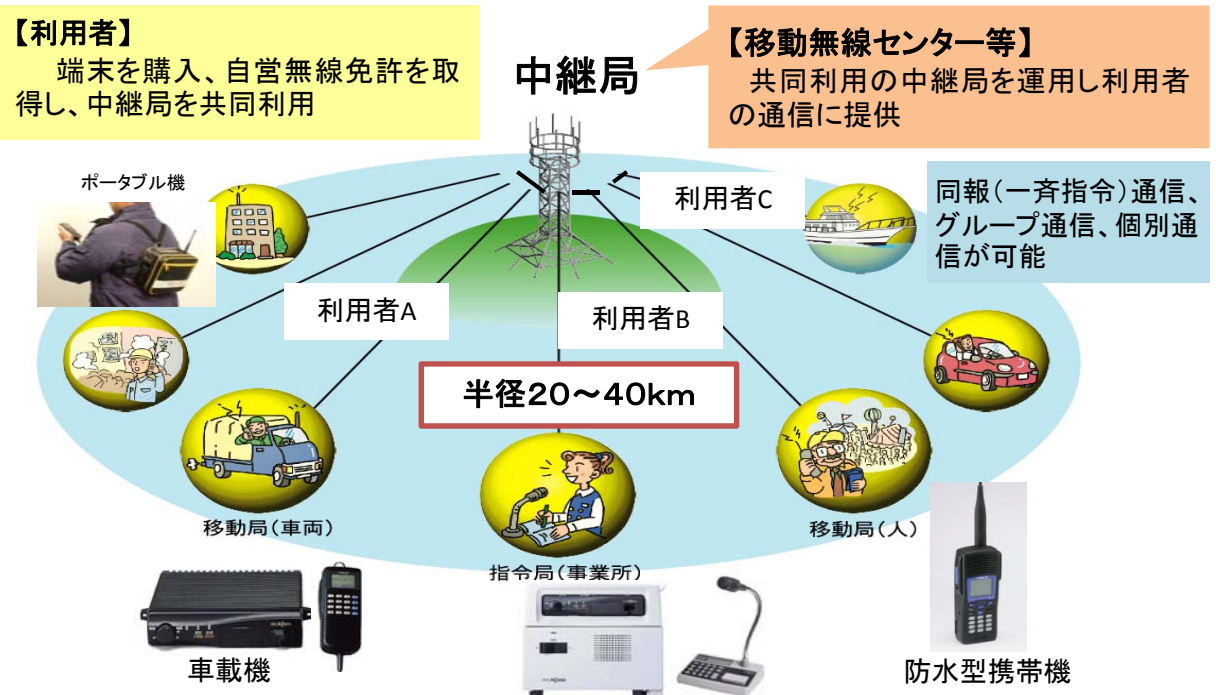
(うち900MHz帯を使用するものは25.4万局)

主な利用者(MCA端末局の免許人)

- 陸上運輸、配送業、コンビニ・生協等の流通業、道路サービス、ガス事業、警備会社、金融、医療機関
- 地方公共団体(消防・防災(175自治体(H22年度末)、水防、バス事業、上下水道、清掃事業等) など

注)最近では、自治体による防災目的での導入や、企業による危機管理対策目的での導入が増加している

MCAシステムのイメージ

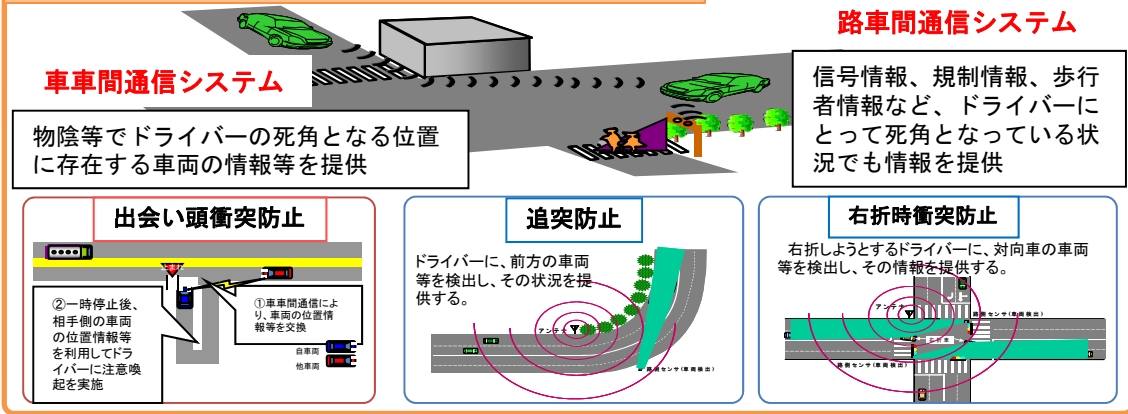


周波数移行

- MCA端末局(900MHz帯)の送信周波数を、905-915MHzから930-940MHzに変更

700MHz帯高度道路交通システムの概要と主な技術的条件

700MHz帯高度道路交通システムの利用イメージ



	システム概要	システムの特徴
車車間通信	車載器同士が直接通信を行い、周囲の車の情報(位置、速度等)を入手し、必要に応じて安全運転支援を行う。	インフラ整備にかかわらず不特定の場所で利用可能。
路車間通信	路側機と車載器の通信により、インフラからの情報(信号情報、規制情報、歩行者情報等)を入手し、必要に応じて安全運転支援を行う。	路側機設置箇所確実に情報提供が可能であり、事故多発地点での効果が期待される。

無線設備の技術的条件

空中線電力	基地局及び移動局ともに1MHzの帯域幅における平均電力が10mW以下であること。※
空中線電力の許容偏差	基地局にあつては、上限20%、下限50%であること。移動局にあつては、上限50%、下限50%であること。
周波数の許容偏差	基地局及び移動局ともに、 $\pm 20 \times 10^{-6}$ 以内であること。
変調方式	直交周波数分割多重方式であること。
占有周波数帯幅の許容値	9MHz以下であること。
伝送速度	信号の伝送速度は、5Mbit/s以上であること。
等価等方輻射電力	基地局及び移動局ともに、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は10mW以下であること。

制御装置

混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信すること。
電気通信回線との接続	端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。
キャリアセンス機能	① 基地局にあつては、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない。 ② 移動局にあつては、受信装置の空中線端子における電力が-53dBm以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。
送信時間制御機能	① 基地局にあつては、任意の100msの時間内の送信時間の総和は10.5ms以下であること。 ② 移動局にあつては、1回の送信時間は0.33ms以下であり、かつ任意の100msの時間内の送信時間の総和は0.66ms以下であること。

※移動局(車載器) : 10mW以下であるため、免許等不要局とする。

基地局(路側機) : 10mW以下であるが、他システムとの干渉回避や運用主体を特定するため、免許局とする。

パーソナル無線の廃止に係る特定周波数終了対策業務に関する規定の整備

■ 特定周波数終了対策業務の概要

新規の電波需要に迅速に対応するため、特定の既存システムに対して5年以内の周波数の使用期限を定めた場合に、電波利用料を財源として、国が既存利用者に対して一定の給付金を支給することで、自主的な無線局の廃止を促し、迅速な電波の再配分を行うための制度（電波法第71条の2第2項）。

パーソナル無線は、平成27年11月30日に廃止される予定であり、廃止を行った場合、免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することから、特定周波数終了対策業務による給付金の支給を行い、円滑な周波数再編を実現する。

■ 改正等の概要

➤ 特定公示局の公示

特定周波数終了対策業務は、その実施に当たり、既存システムの使用する周波数に新たに割り当てられる無線局を特定公示局として公示することとなっていることから、パーソナル無線の使用する周波数に新たに割り当てられることとなる900MHz帯携帯電話システムの陸上移動局（端末局）を特定公示局として公示する。

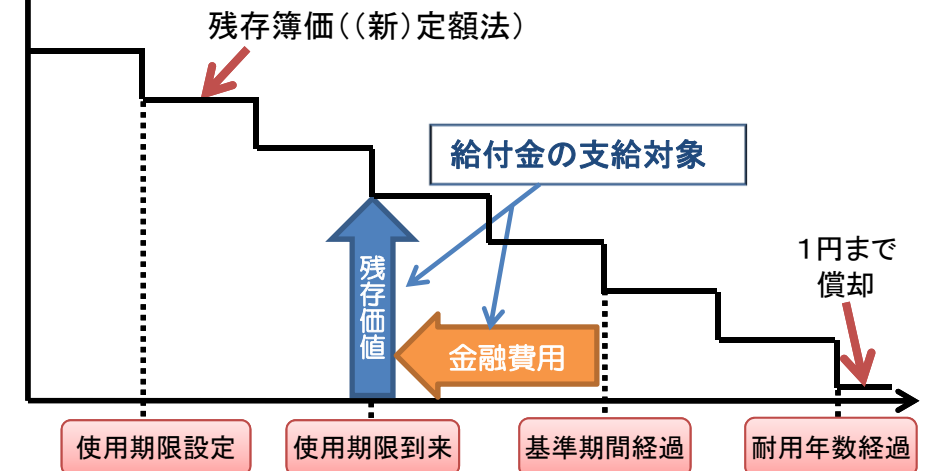
➤ 給付金の支給基準の改正

特定周波数終了対策業務による給付金は、既存システムの免許人が使用する①無線設備の残存価値と、②撤去費用と新規設備の取得費用に係る金利分を支給対象としているところ、無線設備の残存価値を算定するための減価償却制度が、平成19年度の税制改正により見直された※ことから、給付金の支給基準に当該見直しの内容を反映するための改正を行う。

※ 従来は取得価額の10%まで償却可能だったところ、1円まで償却が可能となった。

○ 給付金の支給対象

- ・撤去する無線設備の残存価値（残存簿価）
《過去の設備投資に対するもの》
※残存簿価は（新）定額法により算定
- ・撤去費用及び新規の通信設備の取得費用に係る金利
《期間損失に伴う金融費用》



B3-1 情報通信：電波行政のあり方（新たな周波数の割当等）

（論点）新たな周波数の割当にあたり、オークション制度を導入することについてどう考えるか

提言（とりまとめ）

オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる、プラチナバンド、第3.9世代から即時導入すべき、現在の進行中の900MHzの割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく、早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使つての裁量権行使を続けたいという執念しか感じられない、といったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、第3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。

なお、電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政の在り方についても考えるべき、といった意見もあった。

また、導入した場合のオークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすい、といった全員が一般財源とすべきだとの意見であり、オークション収入は一般財源とすべきということを当ワーキンググループの提言としたい。

論点

導入する方向で検討すべき	8名
第3.9世代携帯電話から導入すべき	7名
第4世代携帯電話から導入すべき	1名
その他	0名
導入しない方向で検討すべき	0名
導入する方向とした場合、オークション収入はどうすべきか	
一般財源とすべき	8名
特定財源とすべき	0名
その他	0名

行政刷新会議「提言型政策仕分け」評価結果②

評価シートに記載された各評価者の提言内容

(オークション制度の導入について)

- オークション制度の早期導入は、透明性、公平性、財源収入の観点から、国民の理解は得られる。各政党の理解も得られる。①従って、一刻も早く導入すべき。②導入はプラチナ・バンド、3.9世代から即時導入すべき。
- オークションを入れない理由はない。早急に導入すべきで、改正法案を通す努力をすべき。
- 直近に予定されている第3.9世代(900MHz帯)より、オークションを導入すべきである。
- 用途、目的、技術等を全面的に簡素化する方向で、早急に検討すべきである。
- 透明性、迅速性の観点からオークション制度は早期導入する。
- (財)移動無線センターの電波使用者の管理の権限がわからない。このような(財)を使っての裁量権行使を続けたいという執念しか感じない。郵政省の「早い割当」「引越費用」などを挙げて3.9世代分についてオークションを回避しようとするのは不当である。先進国である我が国は、成長分野の情報通信においては3.9世代から実施すべきである。
- 実際に地デジ化等により一定の周波数帯が空く部分についてもオークションを導入することによって、限りのある電波を最も有効に利用できる事業者に割り当てられるようになる。電波行政の透明性を確保できる。研究技術開発が進む(競争の促進)など利点があるので、新規参入促進(制限しない仕組み)が必要(総務省の説明には納得性が低い)。
- 900MHz帯の移行費用については当事者間で支払いをさせるよりもオークション収入として一旦政府が徴収し、一定(客観的)の算定根拠をもって政府が支払う方が、システムとして透明かつ(新規)事業者にとっても予見性が高い(自身の支払いはオークション価格のみ)仕組みではないか?
- 900MHz帯30MHzの免許は、海外の入札結果の平均を適用すると約5,000億円の価値がある。これは国民の収入として使われるべきもので、現在進行中の900MHz帯割当方針は、国民の財産を不当に低価(1,200億~2,100億円)で事業者に渡すことになる。一旦延期して、再検討すべきである。
- オークションは電波の有効利用、プロセスの透明性の観点からは導入すべき。他方で通信事業者の経営計画の観点からは、ある程度のリードタイム、予見可能性が必要。例えばSBが1兆円の設備投資をすることは経済にとってプラス。その観点から現在も900MHzについては内々で調整を進めているものと思われる。したがって、900MHzまでは従来型の“管理競争”裁量で割当を行うことをはっきり認めた上で、4Gからのオークション実施を準備すべき。

(導入した場合のオークション収入について)

- 国家財政厳しき折、一般財源とすべきであり、その方がオークションの即時導入も含め、国民の理解も得られやすい。
- オークション収入を特定財源にする理由はない。一般会計で経理されているのだから、一般財源とすべき。
- 財源は国民の財産を幅広く使う、とりわけケータイは1.2億人もの人が負担する分であるから一般財源とすべき。
- オークション収入はオークション事務経費等へ利用するために旧免許人と新免許人との間で活用することになってはいるが、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で、一般財源とした方が、国民に分かりやすい。
- オークション収入について移行費用を除いて全額一般財源化すること。ICT振興費は根拠(政策目標)と評価の仕組み(政策評価)を付した上で、別途予算措置すること。
- 財源が欲しいのはわかるが、目先の財源を目的にオークションを行うべきでない。入札費用も結局利用者が負担することになる。もっとも中長期的には国民全体が負担している費用なので、その用途も広く一般財源としておくべき。

(その他)

- 電波行政は技術的、専門的である為、国民の認識、理解を得られにくいので、より透明性、公平性の確保に努めるべき。
- 周波数移行に係る費用を審査基準に入れていることは、基準に恣意性があり問題。
- 電波の割当が社会主義的に行われており非効率。割当を自由化して総務省電波部の定員を削減すべき。
- 本件、電波部にゆだねて改革するのではなく、規制改革として検討すべきである。

平成 23 年 1 2 月 9 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成 23 年 1 2 月 9 日 諮問第 35 号)

[3. 9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、伊藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備)

1 諮問の概要

近年、社会・経済活動の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画像伝送等、携帯電話を利用したデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入への期待が従来にも増して高まってきている。

このような状況の中、総務省では、昨年11月にとりまとめられた「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の基本方針をはじめ、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）を踏まえ、今後、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けて、移動通信システムの周波数の確保を進めていくこととしている。

今般、700/900MHz帯において、新たに移動通信システムの周波数の確保をはじめ、既存無線システムの周波数移行を含めた周波数再編を実施するため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 改正概要

- (1) 700/900MHz 帯において、以下のシステムに新たに周波数を割り当て、その周波数の使用を平成 24 年 7 月 25 日からとすること。
 - ① 900MHz 帯携帯無線通信システム 【900-915MHz 及び 945-960MHz】
 - ② 電子タグシステム (RFID) 【915-930MHz】
 - ③ MCA 陸上移動通信システム 【930-940MHz】
 - ④ 高度道路交通システム (ITS) 【755-765MHz】
- (2) 既存の電子タグシステム (RFID) 【950-958MHz】 及び MCA 陸上移動通信システム 【905-915MHz】 の周波数の使用期限を、平成 30 年 3 月 31 日までとすること。
- (3) パーソナル無線 【903-905MHz】 及び放送事業用固定局 (STL 等) 【958-960MHz】 の周波数の使用期限を、平成 27 年 11 月 30 日までとすること。
- (4) その他規定の整備を行うこと。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

3. 9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備について 【周波数割当計画の一部を変更する告示案】

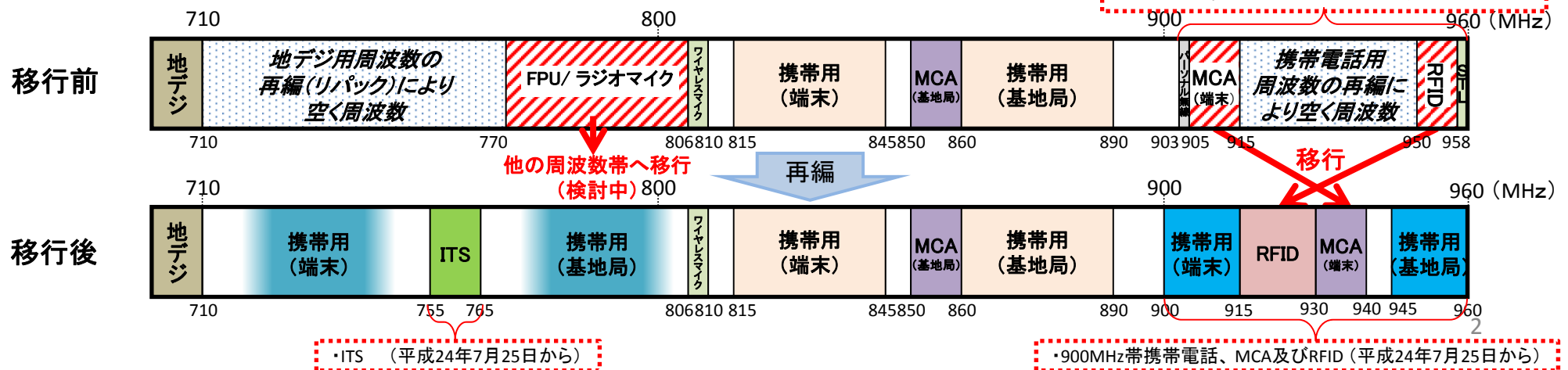
1. 周波数割当計画の変更

平成22年度電波の利用状況調査の評価結果及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)を踏まえ、900MHz帯における携帯電話用周波数の確保やMCA、電子タグシステム(RFID)の周波数移行等を実現するため、周波数割当計画の変更を行う。

【変更の概要】

- ① 以下のシステムに新たに周波数を割当て、その使用を平成24年7月25日からとする。
 - 900MHz帯携帯無線通信システム :900-915MHz、945-960MHz
 - 920MHz帯電子タグシステム(RFID) :915-930MHz
 - MCA陸上移動通信システム :930-940MHz
 - 700MHz帯高度道路交通システム(ITS) :755-765MHz
- ② 既存RFID(950-958MHz)及びMCA(905-915MHz)の周波数の使用期限は、平成30年3月31日までとする。
- ③ パーソナル無線(903-905MHz)及び放送事業用固定局(STL等)(958-960MHz)の周波数の使用期限は、平成27年11月30日までとする。

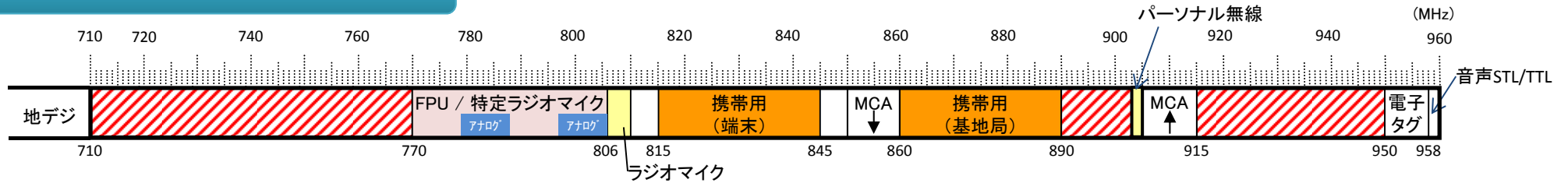
周波数移行の概要



平成22年度電波の利用状況調査の評価結果及び 周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定版)の主なポイント

参考

現在の割当状況(710-960MHz帯)



ITS(710~770MHzの周波数帯のうち10MHz幅)	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要となる技術基準を平成23年度中に策定する。
900MHz帯携帯無線通信システム(900~960MHz)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月25日から携帯無線通信システムを導入できるよう平成23年中に制度整備を行う。なお、携帯無線通信システムの導入に当たっては、平成23年5月26日に成立した電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)に基づき、迅速かつ円滑な周波数移行を進める。
800MHz帯MCA陸上移動通信(850~860MHz及び905~915MHz)	<ul style="list-style-type: none"> ・MCA陸上移動通信システムの移動局側周波数の移行(905~915MHzから930~940MHz)を平成24年7月25日から開始できるように、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を行う。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
パーソナル無線(903~905MHz)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から当該周波数帯に携帯無線通信システムを導入する予定であること、また、パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)の無線局数は減少しつつあり、代替システムとなる400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、パーソナル無線の最終使用期限を平成27年11月30日とする。
950MHz帯電子タグシステム(950~958MHz)	<ul style="list-style-type: none"> ・920MHz帯(915~928MHz)への周波数移行(スマートメーター等のセンサーネットワークシステムの需要を踏まえて5MHz幅程度の周波数拡大を実現する。)を図る。このため、平成24年7月25日から周波数移行を開始できるように、平成23年中に当該周波数帯における技術基準及び具体的な移行計画の策定や移行作業体制の構築など環境整備を実施する。また、最終移行期限については、平成30年3月31日までとする。
950MHz帯音声STL/TTL(958~960MHz)	<ul style="list-style-type: none"> ・900MHz帯携帯無線通信システムの本格的な導入が行われることを踏まえ、また、現行の利用状況や無線局の免許の有効期限を考慮し、平成27年11月30日までに、Mバンド(6570~6870MHz)又はNバンド(7425~7750MHz)の周波数に移行する。ただし、Mバンド又はNバンドへの移行が困難な場合は、60MHz帯及び160MHz帯へ周波数の移行を図る。

平成 23 年 12 月 9 日

株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に
対する拒否処分に係る異議申立ての付議について
(平成 23 年 12 月 9 日 付議第 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(北神課長補佐)

電話：03-5253-5809

株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の
申請に対する拒否処分に係る異議申立ての付議
について



1 異議申立年月日：平成23年11月7日

2 異議申立人：株式会社ひのき

3 異議申立てに係る処分：

徳島県の有線テレビジョン放送事業者である株式会社ひのきからの放送法第144条第1項の規定に基づく裁定申請について、申請者に対して総務大臣が平成23年10月20日付け総情域第144号をもって行った拒否処分

4 異議申立ての趣旨及び理由：

異議申立てに係る拒否処分は、放送法第144条第1項の「協議に応じず、又は協議が調わないとき」の要件に該当しないとの判断によりなされたものであるが、この判断は事実経過を誤認し、同規定の解釈適用を誤った違法不当なものであるため、異議申立てに係る拒否処分を取消し、再放送同意をすべき旨の裁定を求めるもの。

5 異議申立てまでの経緯：

- 平成23年 6月21日 裁定申請
- 平成23年10月20日 裁定申請の拒否処分
- 平成23年11月 7日 異議申立ての提起

区域外再放送の概要

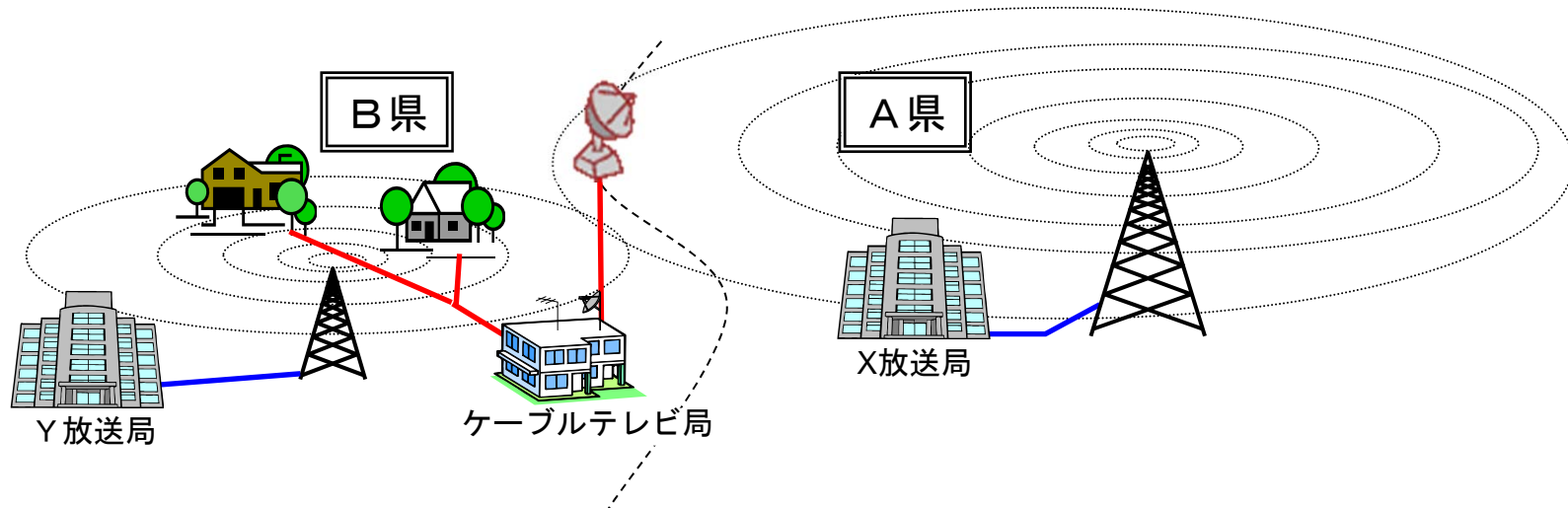


- 区域外再放送とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送すること。
- 放送番組が一部カットして放送される場合など、「放送事業者の番組編集上の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

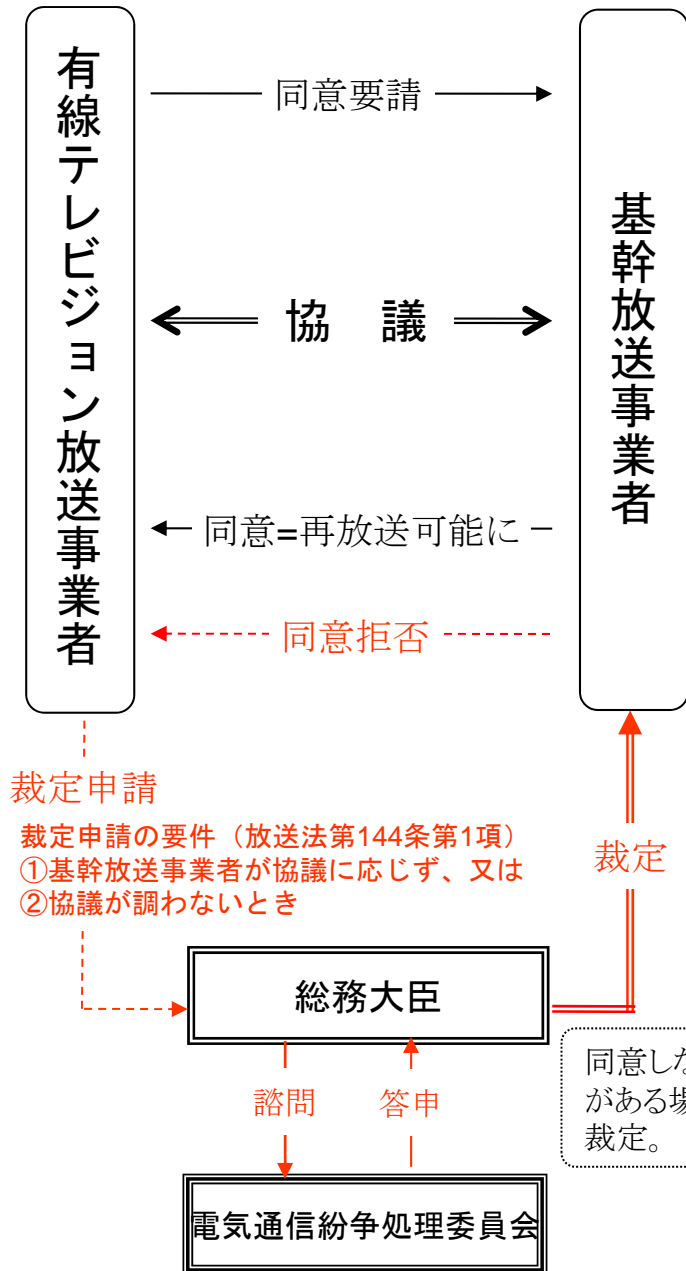
(放送法第11条)

◇区域外再放送のイメージ

： A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。



再放送同意に関する規定



裁定申請

裁定申請の要件（放送法第144条第1項）
 ①基幹放送事業者が協議に応じず、又は
 ②協議が調わないとき

○放送法（昭和25年法律第132号）
 （再放送）
 第11条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（裁定）
 第144条 第142条第1項の一般放送事業者（※）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

※有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 （略）

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6～7 （略）

同意しないことにつき**正当な理由**がある場合を除き、同意すべき旨を裁定。

「再放送同意」に係るガイドラインの概要（協議手続関係）



1 協議の原則

- 放送法の目的を踏まえて協議を行うこと。
- 法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行うこと。

2 協議の手続

- (1) 有線テレビジョン放送事業者が新規に再放送同意を求める場合の手続を規定。
 - 協議時期(有線テレビジョン放送事業者は6ヶ月前までに書面により申し込むこと(基幹放送事業者は速やかに協議を行えない特別の理由がある場合はその理由等を書面により明示すること)等)
 - 協議に際して説明すべき事項(有線テレビジョン放送事業者は、再放送を行う区域等を説明すること等)
- (2) 有線テレビジョン放送事業者が同意の更新を求める場合の手続を規定。
 - 有線テレビジョン放送事業者は期限の6ヶ月前までに書面により申込むこと((3)による更新の拒絶の通知があった場合はそれから2週間以内)等
- (3) 基幹放送事業者が同意の更新を拒絶しようとする場合の手続を規定。
 - 期限の6ヶ月前までに書面による通知を行うこと等

※ 協議に当たって、地元基幹放送事業者の同意は不要であることを明記。

3 協議手続の終了等

- 協議が終了するのは、再放送の同意をすること等につき、協議が調ったとき又は協議が調わなかったときであることを規定。
- 協議が調わなかったときとは、協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないうきをいう旨を規定。



1 裁定申請の概要

株式会社ひのきが、読賣テレビ放送株式会社の放送の再放送同意について、当事者間の協議が不調であるとして総務大臣の裁定を申請。（平成23年6月21日）

2 拒否処分の概要

当該裁定申請については、放送法第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないため、拒否処分としたもの。（平成23年10月20日）

※放送法第144条第1項

「…再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。」

3 拒否処分の理由

(1) 「基幹放送事業者が協議に応じず」に関して

読賣テレビ放送株式会社は、引き続き協議に応ずる意思を表明していると認められる。従って、本件申請は、表記要件を満たしていない。

(2) 「協議が調わない」に関して

本件申請について、実質的協議の回数、大臣裁定の意向が表明されたタイミング、実質的な協議継続の期間等から、当事者間で十分な協議が行われたとは言えず、本件で「協議が調わない」という要件は満たされない。

紛争当事者の所在地

